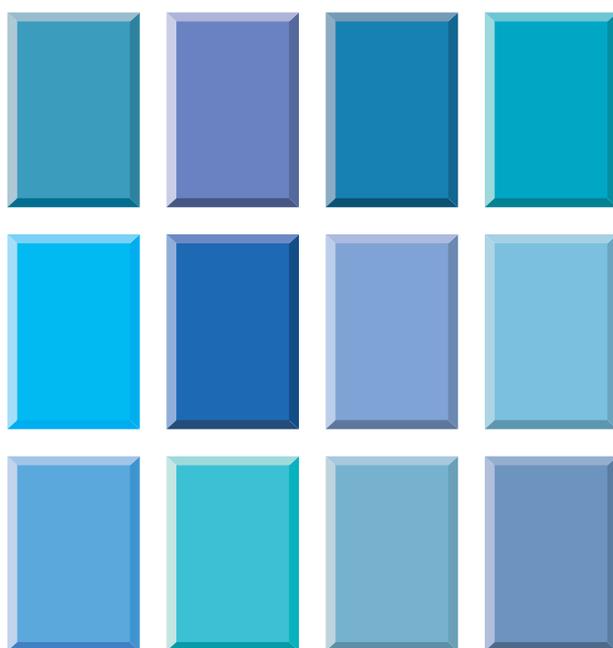


屋外広告物のしおり



平成 23 年 5 月



東京都

は じ め に

人々が都市の生活の中で豊かさや潤いを求めるようになり、都市景観に対する関心も高くなっております。とりわけ、屋外広告物は、都市景観の重要な構成要素となっており、私たちの生活に深く入り込んでいるといえます。

例えば、屋外広告物はまちを訪れる人々を適切に案内誘導したり、商品やサービスの受け手である消費者に情報を提供するなど、都市におけるもろもろの活動を円滑にし、人々の日常生活に多くの利便をもたらしています。

このような屋外広告物も、無秩序・大量に表示されると自然の風致やまちの美しさを損ねることになります。

また、近年、屋外広告物の表示方法は多様化・大型化しています。建築物の屋上や壁面などに設置される大型の広告塔や広告板をはじめ屋外広告物は、適正に設置・管理されなければ落下や倒壊などにより、貴重な生命や財産を奪うことにもなりかねません。

そこで、屋外広告物はまちの良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止する観点から適切に規制される必要があります。

東京都では、このようなことから東京都屋外広告物条例等により屋外広告物の規制を行っています。この「しおり」は、都内における屋外広告物に関する規制の概要を理解していただくために作成したものです。ここに掲げるルールをご理解いただき、成熟都市東京にふさわしい美しい東京のまちづくりが一層進展するようご協力をお願い申し上げます。

- 目 次 -

1	屋外広告物とは-----	1
2	屋外広告物の出せないところ、出せるところとは-----	1
3	屋外広告物の出せないところ（禁止区域・禁止物件）-----	2
4	特殊な規制-----	4
5	屋外広告物の出せるところ（許可区域）-----	6
6	許可申請の手続-----	8
7	許可権者-----	9
8	許可の基準の概要-----	12
9	特定の区域における基準-----	19
10	景観計画に基づく規制-----	21
11	屋外広告物管理者の設置-----	28
12	屋外広告業の登録【新規・更新手続き】-----	29
13	禁止広告物-----	32
14	管理及び除却の義務-----	32
15	罰則-----	32
16	屋外広告物の種類-----	32
17	東京都屋外広告物条例-----	35
18	東京都屋外広告物条例施行規則-----	50
19	屋外広告物取扱窓口一覧表-----	62
20	屋外広告物許可申請手数料及び許可期間-----	64

1 屋外広告物とは

屋外広告物とは、(1)常時又は一定の期間継続して(2)屋外で(3)公衆に表示されるものであって、(4)看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。(屋外広告物法第2条第1項)

屋外広告物というと商業広告がすぐ頭に思い浮かびますが、具体的なイメージや観念を表しているものは、上記(1)～(4)のすべての要件を満たしていれば、営利的なものはもちろん、たとえ文字で表示されていない絵、商標、シンボルマークなど、その表示する内容にかかわらず屋外広告物ということになります。

(屋外広告物に該当しないものの例)

工場、野球場、遊園地内等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
街頭演説等ののぼり旗等一時的で、かつ、設置者の直接的な管理下にあるもの
単に光を発するもの(サーチライト、文字のない単一色の板への照明)
音響広告

2 屋外広告物の出せないところ、出せるところとは

条例では、屋外広告物等を出す(=屋外広告物を表示し又は屋外広告物を掲出する物件を設置する)ことを禁止する必要がある地域や場所を禁止区域(条例第6条第1項)として定めているとともに、街路樹やガードレールなどを屋外広告物を出せない禁止物件(条例第7条)として定めています。

また、知事の許可を受けることによって屋外広告物を出せる地域や場所を許可区域(条例第8条)として定めています。

禁止区域、禁止物件及び許可区域の概要については次頁以降をご覧ください。

このしおりでは規制などの主なもののみを説明しています。実際に屋外広告物を出そうとする場合には、以下の内容をお読みいただくとともに、必ず事前に屋外広告物の担当(62ページ～63ページ参照)にご相談ください。

3 屋外広告物の出せないところ（禁止区域・禁止物件）

禁止区域・禁止物件と適用除外について

禁止区域や禁止物件は、具体的な例としては、下記の表の左欄のとおりとなっていますが、そのような区域等でもすべての広告が禁止されているのではなく、下記の表のように一定の要件を満たせば禁止区域や禁止物件でも出せる場合があります。これを「適用除外広告物」といいます。適用除外広告物にも、許可が必要なものと許可を受けなくても出せるものがあります。

また、禁止区域等に出すことができる広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）でもその形や大きさは12ページからの規格に定める基準に合っていなければなりません。

下記の表にない場所・規格等、不明な点や詳細については都・区・市等の屋外広告物の担当にお問い合わせください。取扱窓口一覧は、62ページ～63ページにあります。

なお、この表の中の自家用広告物は、禁止区域内の場合と許可区域内の場合がありますので、3ページで説明します。

区分	禁止区域・禁止物件	主な適用除外広告物	
		許可を受けて出せる広告物	許可のいない広告物
禁止区域	禁止されている地域・場所の例	許可を受けて出せる広告物	許可のいない広告物
	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 特別緑地保全地区 景観地区のうち知事が指定する区域 旧美観地区、風致地区 （知事の指定により出せる場所あり） 保安林 文化財保護法の建造物及びその周囲 歴史的又は都市美的建造物及びその周囲 歴史的又は都市美的建造物の周囲 墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 国、公共団体の管理する公園、緑地、 運動場、動物園、植物園、河川、堤防 敷地、橋台敷地 国立公園・国定公園・都立自然公園の 特別地域 学校、病院、公会堂、図書館、博物館、 美術館、官公署等の敷地 道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそ れに接続する地域で、知事の定める地 域（4ページ～5ページ参照） 前記に掲げるものの他、別に知事が定 める地域	自家用広告物で条件にあうもの （次ページ参照） 道標・案内図版等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの 電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの 知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの 規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの 知事の指示した道路の路線用地沿いの禁止区域で ・市街化調整区域に設置する案内誘導を目的とし、一定の規格に合うもの ・当該路線から展望できないもの	自家用広告物で条件にあうもの （次ページ参照） 他の法令の規定により表示するもの等 国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの 公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン 自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの 冠婚葬祭や祭礼のためのもの
	禁止されている物件の例		
	橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 石垣、がけ、土手、堤防、よう壁 景観重要建造物、景観重要樹木 その他知事の指定物件（パーキングメーター等）		
禁止物件	はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件		
	電柱、街路灯柱、消火栓標識 アーチ・アーケードの支柱		

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）第1条の規定による改正前の都市計画法第8条の規定により定められた美観地区（以下同じ）

自家用広告物の適用除外について

「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所または作業場に表示する広告物等のことをいいます。

なお、許可区域や禁止区域であっても、下記の表のとおり許可のいない範囲の面積内であれば申請は必要ありませんが、地域や地区により禁止されている事項、表示できる面積が決められていますのでご注意ください。

また、許可のいない面積を超えた場合、許可区域内は許可の一般規格に合えば申請できますが、禁止区域内は下記の表の右欄の合計面積までとなります。この場合、許可のいる合計面積には、許可がいない範囲の面積 5 m²又は 10 m²も含まれます。

自家用広告物の適用除外基準（許可区域及び禁止区域内）

地域・地区等	禁止されている事項	路線用地やこれに接続する禁止区域内の禁止事項	許可がいない合計面積	禁止区域内において許可のできる合計面積の限度
1 第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 2 風致地区 3 特別緑地保全地区 4 国立公園、国定公園、都立自然公園の特別地域 5 第1種文教地区 6 保安林	屋上への取り付け 壁面からの突出 ネオン管の使用	光源の点滅 赤色光の使用 (表示面積の1/20以下は使用できる。この表において以下同じ)	合計が5 m ² 以下	合計が20 m ² 以下 (ただし学校、病院は50 m ² 以下) (事業・営業内容を含めることはできません。)
7 文化財保護法により指定された建造物及びその周辺、歴史的・都市美的建造物及びその周囲並びに文化財庭園など歴史的価値の高い施設の周辺地域で知事の定める地域	屋上への取り付け 光源の使用 高彩度の色彩の使用	光源の点滅 赤色光の使用 露出したネオン管	上記1から6及び8の地域内合計が5 m ² 以下 上記9から13の地域内合計が10 m ² 以下	
8 全域	橋、高架道路・高架鉄道及び軌道、石垣等からの突出		合計が5 m ² 以下	
9 第2種文教地区		光源の点滅 赤色光の使用	合計が10 m ² 以下	
10 第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域 11 都市計画区域のうち用途地域の未指定地域		光源の点滅 赤色光の使用 露出したネオン管の使用		
12 上記10の地域内旧美観地区 13 上記10の地域内の東京国際空港用地、新宿副都心地区	屋上への取り付け 光源の点滅 赤色光の使用 露出したネオン管の使用			

これに接続する禁止区域内：都市高速道路、東海道新幹線、中央高速道、東名高速道等（区域については担当窓口にお問い合わせ下さい。）

は許可区域を表しています。

4 特殊な規制

鉄道等に関する規制

東海道新幹線沿線に関する規制

品川区広町二丁目から大田区神奈川県境までの区間.....鉄道路線用地の境界線から(東、西、南、北)側50m又は両側50m以内の区域が禁止区域となっています。

東京モノレール羽田線に関する規制

大田区羽田空港一丁目から港区浜松町二丁目までの区間.....両側50mについて、路線高から高さ15mまでの区間(一部区間は路線高より上の空間)が禁止区域となっています。

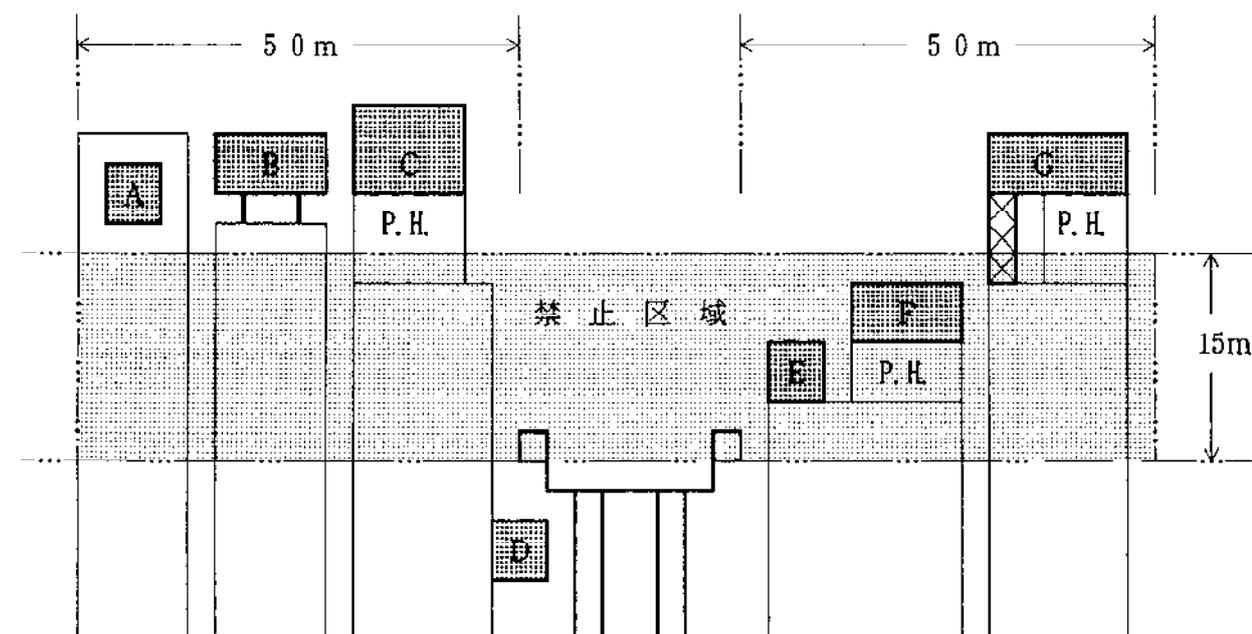
道路に関する規制

都市高速道路沿道の規制

ア 一般的な規制

道路境界線から両側50m以内で、道路の路面高から高さ15m以下の空間が禁止区域となっています。(下図参照)

ただし、下記イのように一部に路面高より上がすべて禁止区域となる区域があります。



A・B・C・Dは許可区域であれば許可の対象となりますが、E・F・Gは表示できません。

イ 特別な規制

都市高速道路沿道の地域地区等が第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、旧美観地区、風致地区等、第1種文教地区等の周辺50mの区域(商業地域にかかる部分を除く。)では、路面高より上の空間が禁止区域になる場合があります。

詳細については、屋外広告物の担当までお問い合わせ下さい。

ウ 湾岸線

道路(本線)境界線から両側100m以内が禁止区域となっています。

高速自動車国道沿道の規制

道路名	区 域	
中央自動車道	起点から調布市内まで	道路（本線）の中心線 から両側 200m以内
	調布市内から八王子市内 （用途地域指定のある地域）	道路（本線）の中心線 から両側 300m以内
	調布市内から八王子市内 （用途地域指定のない地域）	道路（本線）の中心線 から両側 500m以内
	調布・府中・八王子の 各インターチェンジ	道路境界線から両側 50m以内
東名自動車道	世田谷区の区域内	道路（本線）の中心線 から両側 200m以内
	環状8号線との交点	道路（本線）の中心線 から周囲 200m以内
	町田市内	道路（本線）の中心線 から両側 500m以内
関越自動車道	道路（本線）の中心線から両側 200m以内	

このほかに、都道や一般国道411号線（青梅街道）など国立公園の普通地域にかかる道路等の沿道についても屋外広告物の禁止区域があります。

ここに記したのは一例ですので、詳細については屋外広告物の担当にお問い合わせ下さい。

5 屋外広告物の出せるところ（許可区域）

都内の特別区、市及び町の区域

自然公園法で指定された国立公園（3か所）・国定公園（1か所）及び都立自然公園（6か所）

景観計画の区域のうち、知事の指定する区域

上記の範囲内で、禁止区域以外の区域をいいます。

また、許可区域であっても2ページの適用除外広告物の一覧のうちの（許可のいない広告物）欄にあてはまるものは許可がいきりません。

許可について

許可区域に屋外広告物を表示等される場合は、原則として許可が必要となります。

許可の申請窓口

屋外広告物の許可を受けるためには、表示する場所や広告物の種類により下記の窓口に許可申請書類を提出する必要があります。

なお、窓口一覧表詳細は、62ページ～63ページにあります。

表示・掲出する場所	表示・掲出するもの	取扱窓口
23区内	許可が必要なすべての広告物等	区の広告物担当係
島しょ地区内	許可が必要なすべての広告物等	支庁の広告物担当係
市及び瑞穂町の区域内	電柱利用の広告物等 標識利用の広告物等 車体利用の広告物等 表示・設置届が必要な場合	多摩建築指導事務所管理課
	～ 以外の広告物	市・瑞穂町の広告物担当係
多摩地区の町村の区域内 （瑞穂町を除く）	許可が必要なすべての広告物等	多摩建築指導事務所管理課

その他の確認・許可

屋外広告物の許可のほか、次のような場合は、それぞれ決められた手続きをしてください。

広告塔・広告板などの高さが4メートルを超える場合の申請窓口

<p>建築基準法に基づく、工作物の確認が必要となります。</p>	<p>区 部 —— 区の建築担当課</p> <p>多摩地区 —— 多摩建築指導事務所の建築指導担当課で受付けます。 ただし、<u>八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市及び日野市</u>は市の建築指導担当課で受付となりますので、ご注意ください。</p> <p>島しょ —— 支庁の土木課</p>
----------------------------------	---

広告物等を道路上（上空も含まれます。）に掲出する場合の申請窓口

<p>道路法に基づく道路占用の許可が必要となります。</p>	<p>国 道 { 23 区 ----- 東京国道事務所 市町村 ----- 相武国道事務所</p> <p>都 道 { 区市町村 ----- 建設事務所 島 しょ ----- 支庁の土木課</p> <p>区・市・町・村道 ----- それぞれの道路管理課</p>
<p>道路交通法に基づく道路使用許可が必要となります。</p>	<p>広告物等のある所轄の警察署</p>

地区計画等の都市計画区域内に掲示する場合の申請等窓口

<p>地区計画区域内では、都市計画法に基づく工作物の届出が必要となります。¹</p>	<p>区 部 ----- 区の都市計画担当課</p> <p>多摩地区 ----- 市・町の都市計画担当課</p>
<p>都市開発諸制度の基準等²に基づき、工作物について協議、申請が必要となります。</p>	<p>区 部 ----- 区の都市計画担当課</p> <p>多摩地区 ----- 市・町の都市計画担当課</p>

1 都市計画法第58条の2（建築等の届出等）に基づき、工作物についても政令38条の5第1項2号口に掲げるもの以外のものは、届出が必要となります。

2 特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区及び総合設計の4制度について、東京都特定街区運用基準、東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準、東京都高度利用地区指定方針及び指定基準、並びに東京都総合設計許可要綱及び実施細目の運用基準等があります。

6 許可申請の手続

新規及び変更の場合

広告物等を表示等する場所を所管する広告担当係の窓口へ関係書類各2通を提出し、許可を受けてから着工してください。

なお、申請される際には所定の許可申請手数料を納付してください。(64ページ参照)

許可申請書〔様式が定められています。窓口に用意してありますのでご請求ください。また、東京都のホームページにもあります。〕

なお、申請者が法人の場合には、代表者印を押印してください。

添付する書類

ア 図面等〔付近案内図、仕様書、デザイン図(着色したもの)、設計図(配置図、建築物の立面図、屋上平面図を含みます。)、配線図(ネオン使用の場合)〕

イ 承諾書(他人が所有する土地・建物に表示等する場合)

ウ 委任状(広告主が申請手続きを他人に委任する場合)

エ マンセル値を表示した広告物の意匠図(文化財庭園等の周囲で知事が指定した区域に表示する広告物等に限りまゝ。)

オ 屋外広告物等に係る意匠等作成経過報告書(車体利用広告、知事が指定する地下歩行者道等及び規則で定める公益施設・物件に表示する広告物等に限りまゝ。ただし、特に必要のない場合もありますので許可の窓口でご確認ください。)

継続の場合

許可期間は広告物の種類によって決まっています。期限後も引き続き表示等をされる場合は、期間が満了する10日前までに継続の手続きをしてください(提出先は、新設の場合と同じ窓口です。)

なお、申請に必要な書類は、新設の場合と同様に各2通ですが、次のように添付書類が簡略化されています。

許可申請書

添付する書類

ア 図面〔付近案内図のみとなります。〕

イ 広告物のカラー写真(サービスサイズ程度で3か月以内に撮影されたもの)

ウ 屋外広告物自己点検報告書(定められた規模の広告塔・広告板及びアーチ・装飾街路灯の場合必要となりますので28ページを参照してください。)

エ 承諾書 } (必要な場合に添付してください。)
オ 委任状 }

総表示面積の規制 総量規制 に該当する場合

商業地域及び近隣商業地域内にある高さが10mを超える建築物に広告物等を表示するときは、建築物の壁面の状況がわかる図面(現に壁面又は屋上に広告物があるときは、位置と表示面積のわかるもの)と、その表示広告物のカラー写真が必要となります。

申請者の変更、広告物の撤去の場合

申請者の住所、氏名等を変更した場合は屋外広告物広告主等変更届を提出してください。

また、すでに表示等されている広告物等を除却したときは、屋外広告物除却届を広告物等の表示場所を所管する広告担当係へ提出してください（郵送されても結構です。）

広告物の許可を受けた場合

広告主は、許可期間・許可番号等を表示した標識票を、広告物や敷地内の見やすい箇所にはり付けてください。その状況を写真等に記録し標識票のはり付け状況の報告を提出してください。

7 許可権者

23区・島しょ地区の許可権者

広告物等を表示・設置しようとする場所が、区や島しょ地区の場合は許可権者は区長や支庁長となります。

多摩地区の市町村の許可権者

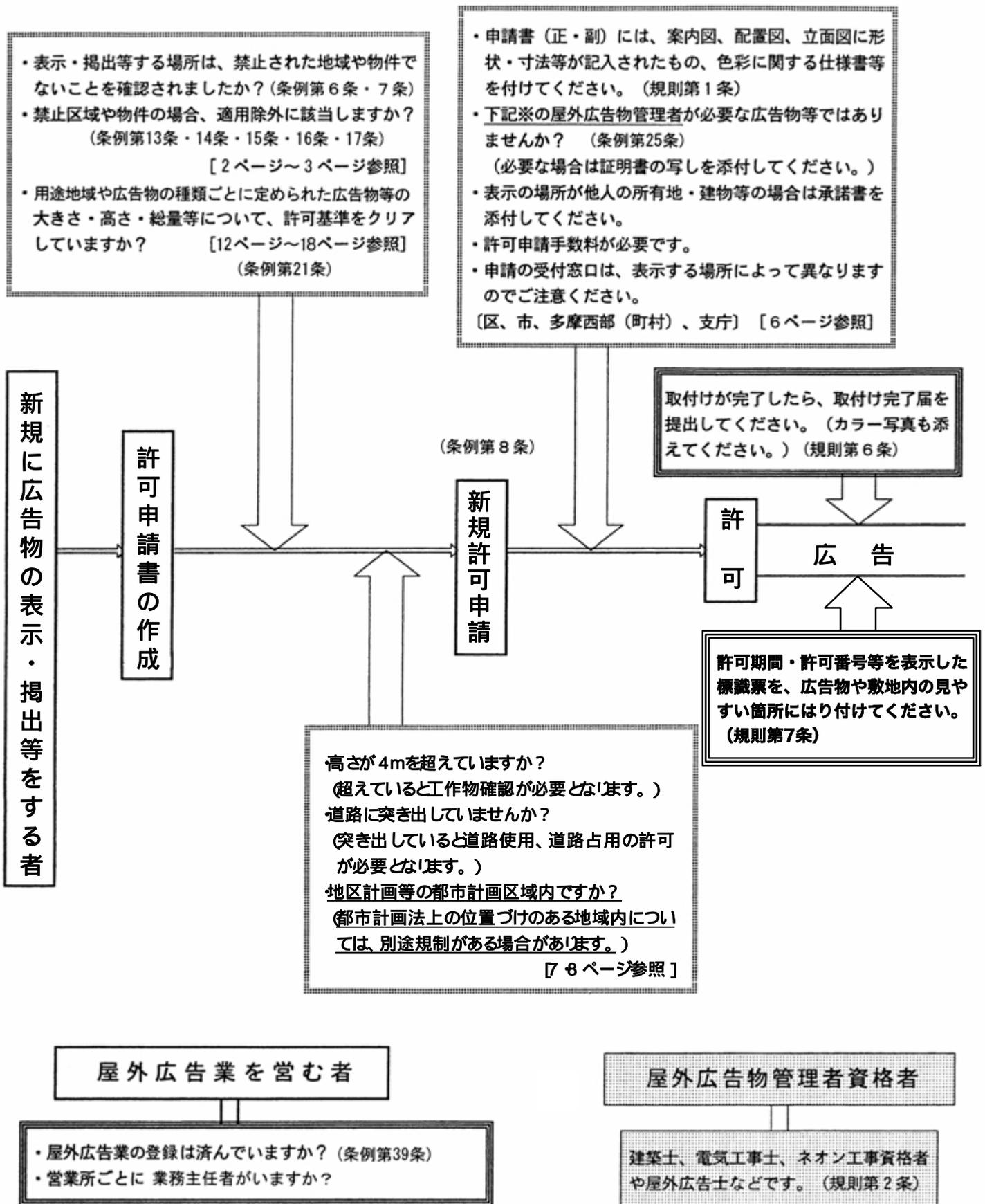
広告物等を表示・設置しようとする場所が、多摩地域の市・町・村の場合は広告物の種類により下記の表のように許可権者が異なります。

そのため、同じ場所にある広告物でも、それぞれに申請書を分けて62ページ～63ページの屋外広告物許可申請の窓口へ提出してください。

許可権者		市長、瑞穂町長 (町、村については下段)	多摩建築指導事務所長
広告物の種類			
広告板	屋上 地上	×	
	壁面	表示面積 20 m ² 以下のもの	表示面積 20 m ² を超えるもの
	突出	1面の表示面積が 10 m ² 以下のもの	1面の表示面積が 10 m ² を超えるもの
3面以上は総面積 20 m ² 以下のもの		3面以上は総面積 20 m ² を超えるもの	
広告塔		RL・GLより高さ 2 m以下のもの	RL・GLより高さ 2 mを超えるもの
小型広告板、アーチ、 装飾街路灯、店頭装飾		×	
広告幕、立看板等、 広告旗、はり紙、はり札 等			×
アドバルーン		電飾でないもの	電飾のもの
電柱・街路灯柱利用、 標識利用、車体利用		×	
屋外広告物表示・設置 届の受理		×	

西多摩郡の町村（瑞穂町を除く。）については、多摩建築指導事務所長が許可します。

屋外広告物の許可申請のフローチャート



管理義務

- ・許可書の条件を守っていますか？
(条例第20条)
- ・広告物等の表示内容の変更・改造・移転等される場合は、許可が必要となる場合がありますので、ご相談ください。
(条例第27条)

物の表示・設置等

- ・許可期間満了後更に広告物等の表示・設置をしようとする場合は満了の日の10日前までに申請してください。
- ・申請書(正・副)には、屋外広告物管理者による自己点検報告書(対象となる広告物は29ページの11(3)をご参照ください。)、カラー写真、土地の承諾書、委任状等をつけてください。

(条例第27条第2項)

継続許可申請

許可期間満了

- ・許可期間が満了したときは、直ちに広告物を除却してください。
(条例第28条)
- ・許可の取消しによる場合は、5日以上定められた期限内に除却してください。
(条例第32条)

注意事項

(監督処分)

- 許可の取消し (条例第31条)
 - ・許可した広告物等が美観風致を著しく害する場合と公衆に危害を及ぼすおそれのあるときは許可を取り消されることがあります。
 - ・許可申請書に虚偽の事項があったとき、許可を取り消します。
- 行政措置命令 (条例第31・32条)
 - 許可申請書に虚偽の事項があったとき等又は条例・規則に違反しているときは、改修、移転、除却その他必要な措置を命じることがあります。
- 指導及び立ち入り検査 (条例第51・54条、65条・66条)
 - ・必要により指導、助言、勧告や立ち入り検査または報告を求めることがあります。
- 罰則 (条例第68条・69条・71条)
 - ・条例の違反については、刑罰(30万円以下又は20万円以下)の罰金を又は過料(5万円以下)を科せられることがあります。

8 許可の基準の概要

許可が必要なものは勿論のこと、適用除外等により許可を受けずに出すことのできる広告物についても守らなければならない広告物の基準です。

通則的基準の主なもの（条例第19条ほか）

形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観風致を害するおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。

公衆に危害をおよぼすおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。

蛍光塗料、蛍光フィルムは使用できません。

個別的基準の主なもの（規則・別表第3第4の規格）

広告塔・広告板

ア 土地に直接設置するもの

(ア) 広告物等の上端は、地上10m以下としてください。

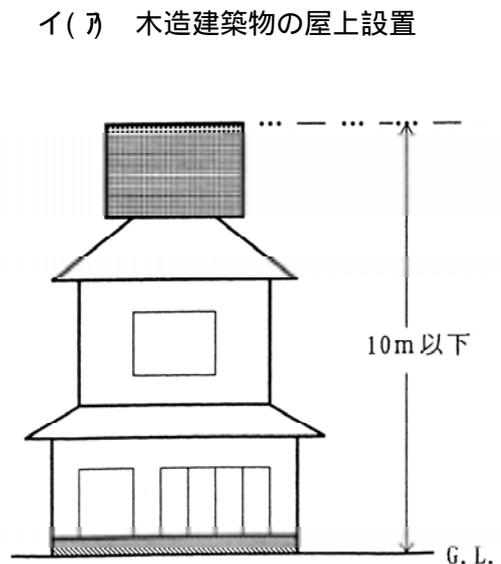
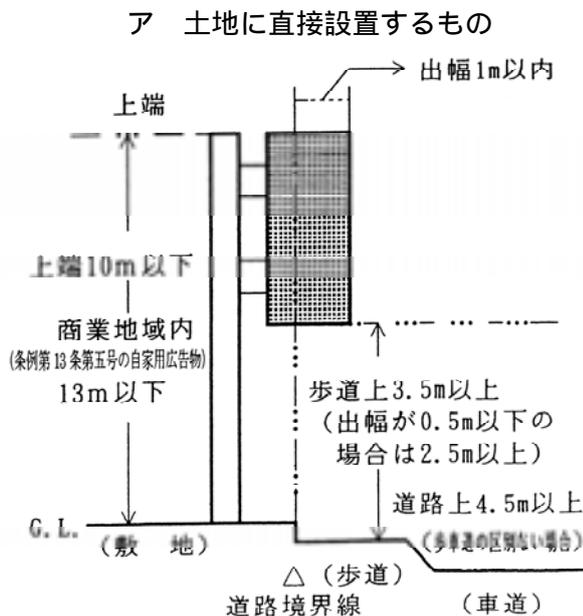
ただし、商業地域内に設置する自家用広告物のうち、自己の氏名、名称、店名又は商標等を表示する場合については、13m以下とすることができます。

(イ) 道路の上空に突出するものは、道路境界線からの出幅を1m以下としてください。

また、広告物等の下端は、歩車道の区別のある歩道上にあっては地上3.5m以上（道路境界線からの出幅が0.5m以下の場合は、2.5m以上）とし、歩車道の区別のない道路上にあっては地上4.5m以上としてください。

イ 建築物の屋上を利用するもの

(ア) 木造建築物の屋上に設置するものの高さは、地盤面から10m以下としてください。

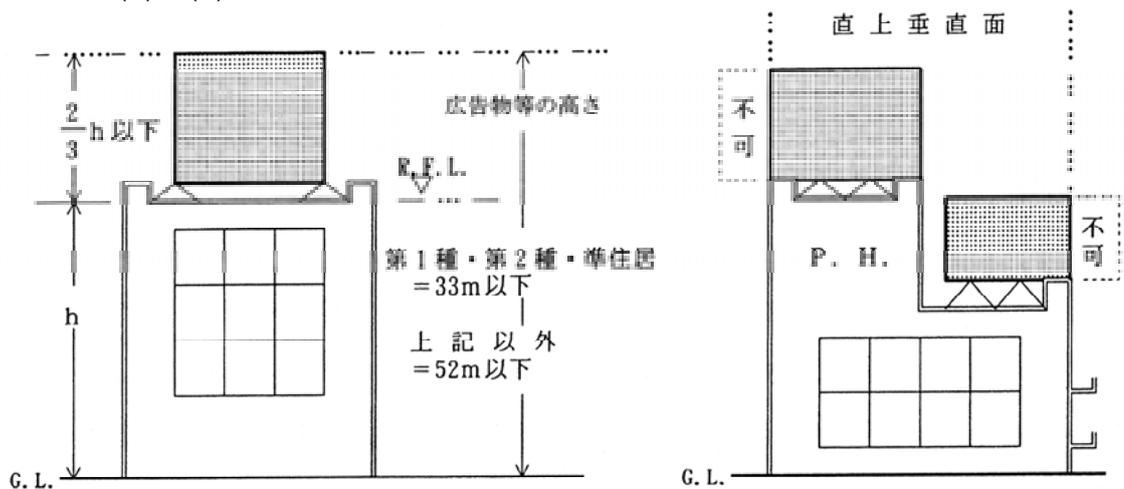


(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物の屋上に設置する広告物等(地盤面から広告物等の上端までの高さが10m以下のものは除きます。)は、地盤面から設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、地盤面から広告物等の上端までの高さは、第1種・第2種・準住居地域内においては33m以下、その他の用途地域においては52m以下としてください。

なお、PH(階段室・昇降機塔等)に設置するものは、窓口にご相談ください。

(ウ) 建築物の壁面の直上垂直面から突出して設置しないでください。

(イ)・(ウ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物の屋上に設置



建築物の壁面を利用するもの

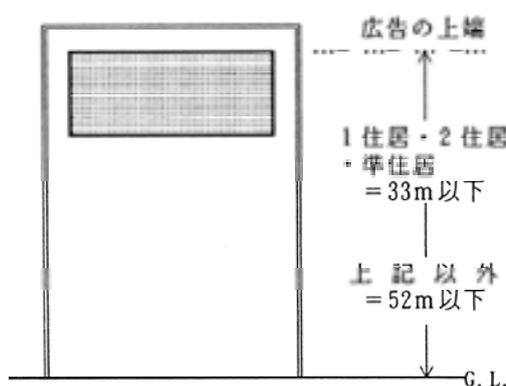
ア 地盤面から広告物等の上端までの高さが、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域内においては33m以下、その他の用途地域においては52m以下としてください。

イ 壁面の外郭線から突出して表示することはできません。

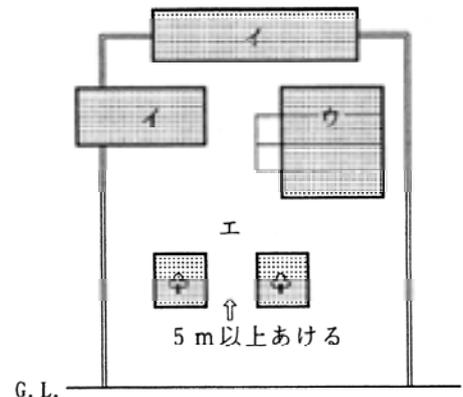
ウ 窓又は開口部をふさいで表示しないでください。ただし、広告幕の場合は、非常用出入口、避難器具が設置された開口部以外は除かれます。

エ 建築物の一壁面に内容を同じくする広告物等を表示する場合には、各広告物等の間隔を5m以上離してください。

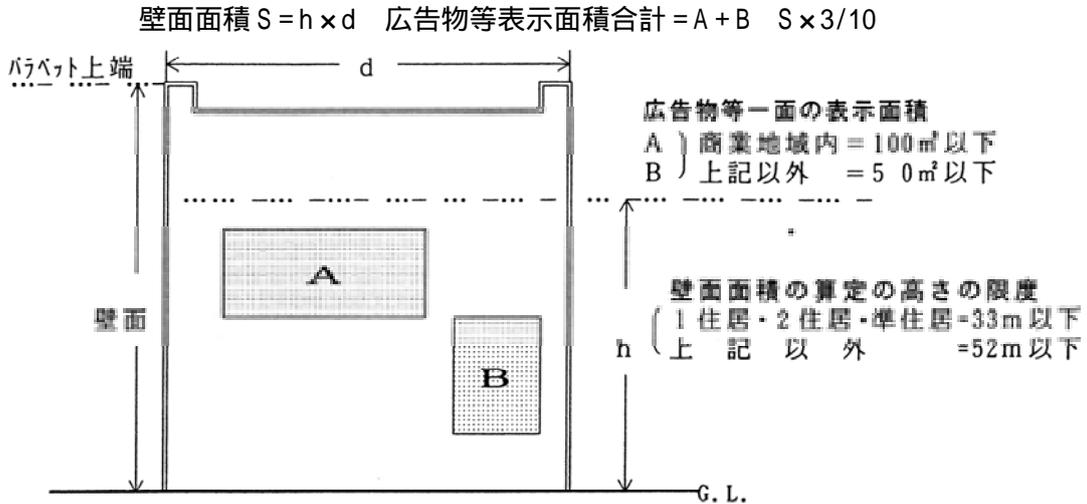
ア 壁面を利用するもの



イ 外郭線から突出はできない。
ウ 窓又は開口部をふさいで表示しない。
エ 同一広告物等の間隔

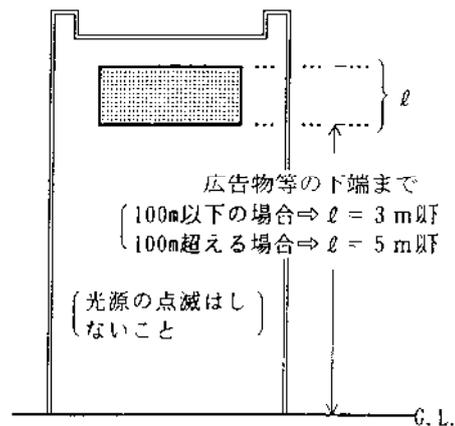


オ 広告物等(広告幕を除きます。)一面で表示する広告物の面積は、商業地域内においては100㎡以下、商業地域以外においては50㎡以下とし、かつ、広告物等(広告物等の表示期間が7日以内のものを除きます。)を表示・設置する壁面における各広告物等の表示面積の合計は、当該壁面面積の10分の3以下としてください。



カ 自己の事業や営業の内容を含まない自家用広告物については、アの規定を超えて設置することができる場合があります。(3ページ自家用広告物の適用除外を参照)この場合は、特別なケースとなりますので、窓口にご相談下さい。

カ 自己の事業や営業の内容を含まない自家用広告物の場合

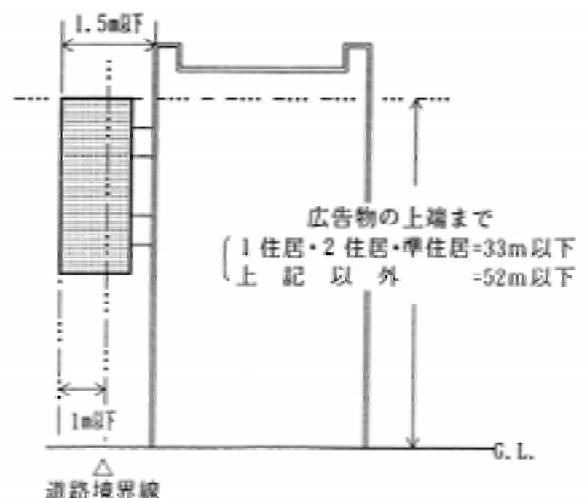


建築物から突出する形式のもの

ア 地盤面から広告物の上端までの高さが、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域内にあつては33m以下、その他の用途地域内にあつては、52m以下としてください。

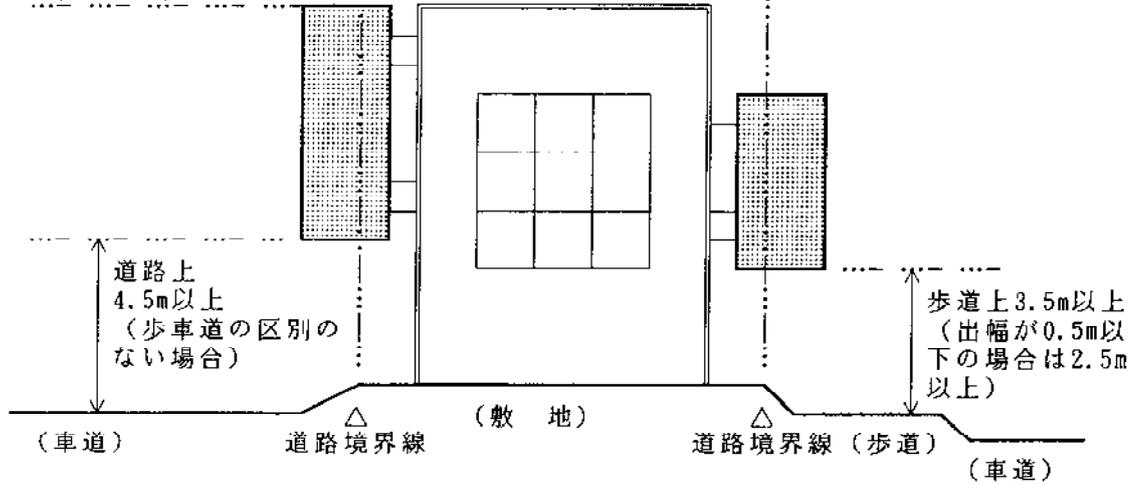
イ 広告物等(つり下げのものを含む。)の道路境界線からの出幅が1m以下であり、かつ、建築物からの出幅が1.5m以下としてください。

ア・イ 建築物から突出する広告物等



ウ 広告物等の下端は、歩車道の区別のある歩道上にあっては地上 3.5m以上（道路境界線からの出幅が0.5m以下の場合は2.5m以上）とし、歩車道の区別のない道路上にあっては地上から 4.5m以上としてください。

▽壁面の上端を超えないこと



エ 広告物等の上端が当該広告物等を表示する壁面の上端を超えないでください。

オ 広告物等の構造体は鉄板等でおおうなどして露出させないでください。

道路に沿い、又は鉄道及び軌道の沿線に設置するもの

ア 鉄道及び軌道の路線用地から展望できる野立広告物及びこれに類するものは、距離・間隔・高さ・面積・表示方法等について規制があります。

イ その他一部の道路沿いの広告物については、別に基準・規格がありますので、都・区・市及び建築指導事務所の屋外広告物の担当にお問い合わせください。

電車又は自動車の車体の外面を利用する広告物等

車体利用広告につきましては、意匠等作成経過報告書の提出が必要な場合があります。

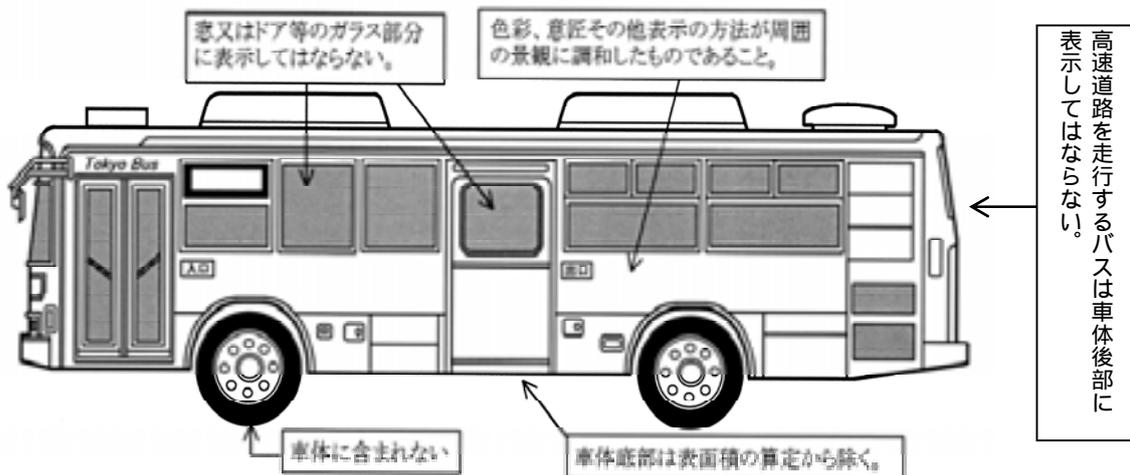
	種 別	許可の基準・規制等
ア 車 体 利 用 広 告	乗用車、貨物自動車、バス 又は電車	許可のいない広告物 所有者又は管理者の氏名、名称、店名又は商標を表示するもの 自動車の車体に非営利広告物等（規則第 18 条第一号）を表示するもの 許可を受けて出せる広告物 所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容（商品、名称等）を表示するもの
	イ 路線バス、観光バス路面電車、ウ電車 エハイヤー及びタクシー（窓の内側から外側に向けて第三者等の広告物を表示した車両を除く。）	許可をとれば第三者等の広告物が表示できます（規模等の概要は次頁以降を参照してください。）。
	宣伝車	自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）別表第二に規定する広告宣伝用自動車として登録されたもの 消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色を使用しないこと。

路線バスで、長方形の枠を利用する方式の場合は第三者広告物が掲出できます。

ア 車体利用広告共通事項

- (ア) 電光表示装置等により映像を映しだすものなど、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物等や、運転者をげん感させるおそれのある発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有する広告物等は、表示・設置しないでください。
- (イ) 車体の窓又はドア等のガラス部分には広告物等を表示・設置しないでください。

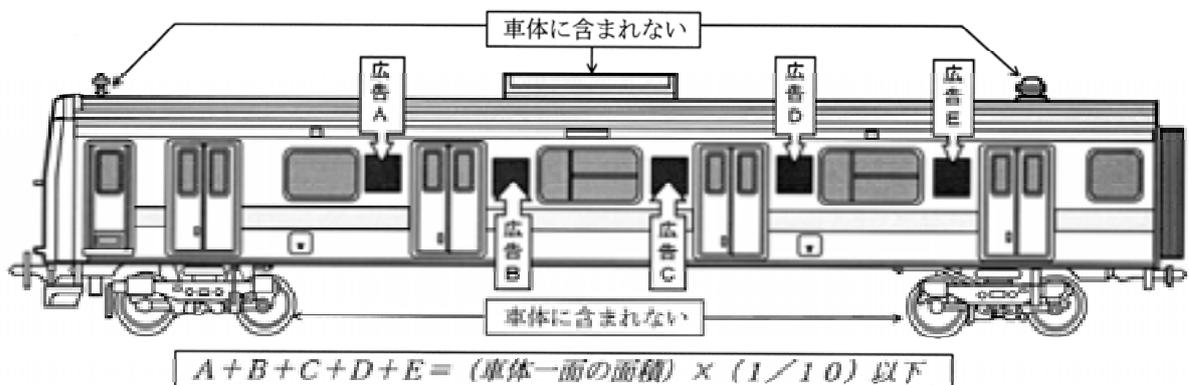
イ 路面電車、路線バス・観光バスの車体の外面を利用する広告物等



- (ア) 広告物等の表面面積の合計は、車体底部を除く全表面積の10分の3以下としてください。
- (イ) 高速航路を走行する路線バス等は、車体後部に広告物を表示することはできない。
また、広告物等の表面面積の合計は、車体底部及び車体後部を除く全表面積の10分の3以下としてください。

ただし、高速道路を走行する路線バス等の場合、面積の合計は車体底部及び車体後部を除く全表面積の10分の3以下としてください。

ウ 電車（路面電車を除く。）の車体の外面を利用する広告物等



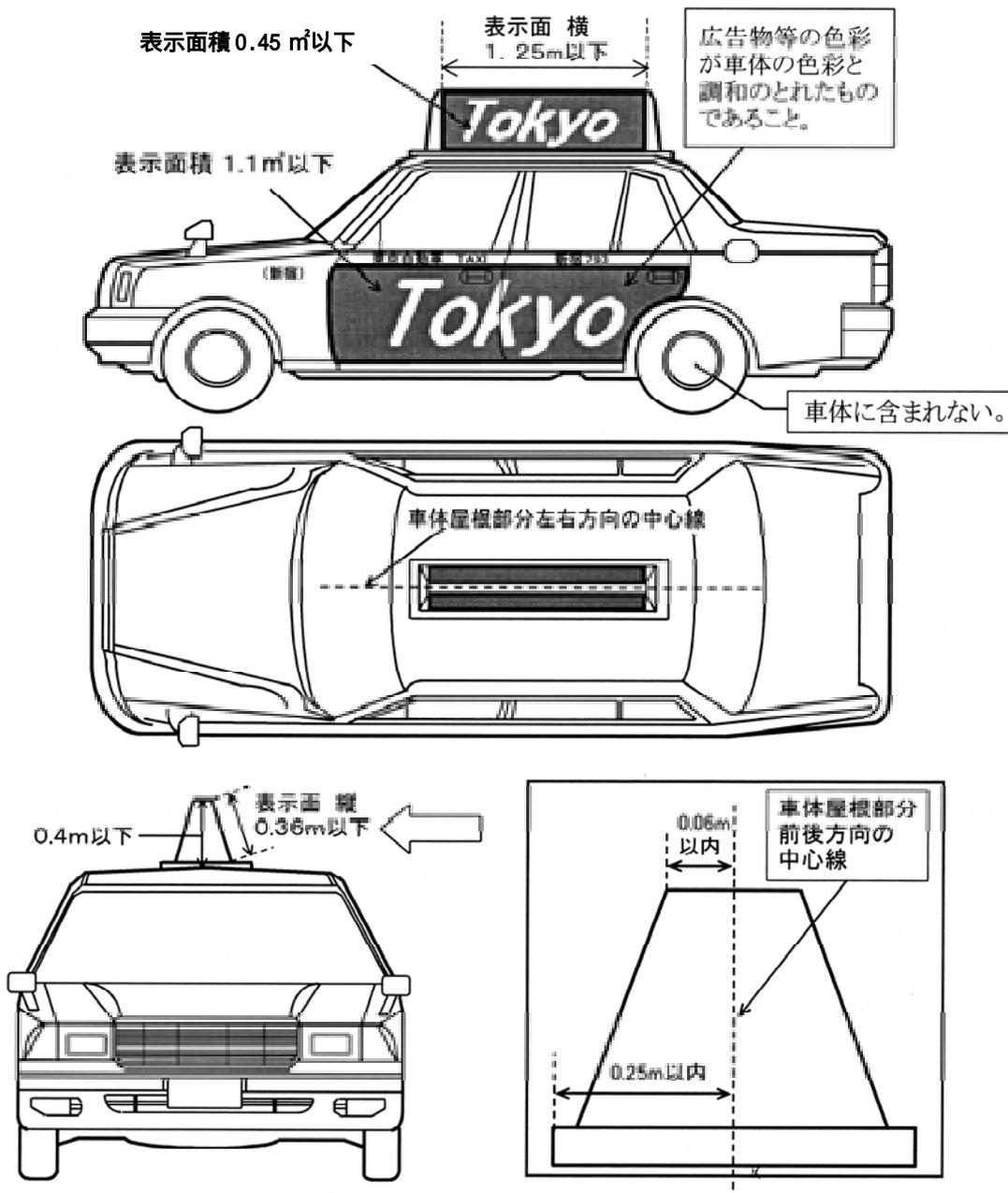
※表示面積の算定にあたっては、電車のボディー（台車、上部の換気口の突起、パンタグラフ等はボディーに含まれない。）を前・後・左・右・上・下に分け、丸みがかかった部分は、どちらかと一体と考える。

車体の一の外面における各広告物等の表示面積の合計は、当該外面面積の10分の1以下としてください。

ただし、次に掲げる広告物等のみを表示する場合には、車体の一の外面における各広告物等の表示面積の合計は、当該外面面積の10分の3以下とすることができます。

- (ア) 所有者又は管理者の氏名、名称、店名又は商標を表示するもの
- (イ) 電車の車体に非営利広告物等（規則第18条第一号）を表示するもの
- (ウ) 電車（路面電車を除く。）の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示するもの
- (エ) 電車（路面電車を除く。）を利用した催物、行事等を表示するための広告物等で表示期間が6箇月以内のもの
- (オ) 国又は地方公共団体が地域の振興を目的として表示するもの

エ ハイヤー、タクシー（車体の窓又はドア等のガラス部分の内側から外側に向けて第三者等の広告物を表示した車両を除きます。）の車体の外面を利用する広告物等



オ その他（イからエまでに共通する事項）

- (ア) 色彩、意匠その他表示の方法は周囲の景観に調和したものにしてください。
- (イ) 車体各面に表示する広告物は、二広告物以下（エについては、一台の車両に表示する広告物は、一広告物以下）としてください。
- (ウ) その他、色彩等の詳しい基準については、広告物担当の窓口でご確認ください。

電柱・街路灯柱及び標識を利用する広告物等の規格は、建築指導事務所又は区の屋外広告物担当にお問い合わせください。

第1種・第2種住居地域内における広告物等の規格

第1種・第2種住居地域内に設置する広告物等（自家用広告物及び工事現場の板塀等に表示される宣伝の用に供されていない絵画以外）の表示面積は、10㎡以下としてください。

第1種・第2種低層住居専用地域の境界線から50m以内に設置する広告物等の禁止事項
光源の点滅はしないでください。ただし、展望できないものは除かれます。

第1種文教地区及び風致地区で禁止区域から除外した区域内に設置する広告物等の禁止事項

露出したネオン管もしくは赤色のネオン管を使用せず、光源の点滅はしないでください。

景観計画区域のうち知事の指定する区域の規格

東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、22ページから26ページに掲げる規制が適用されます。

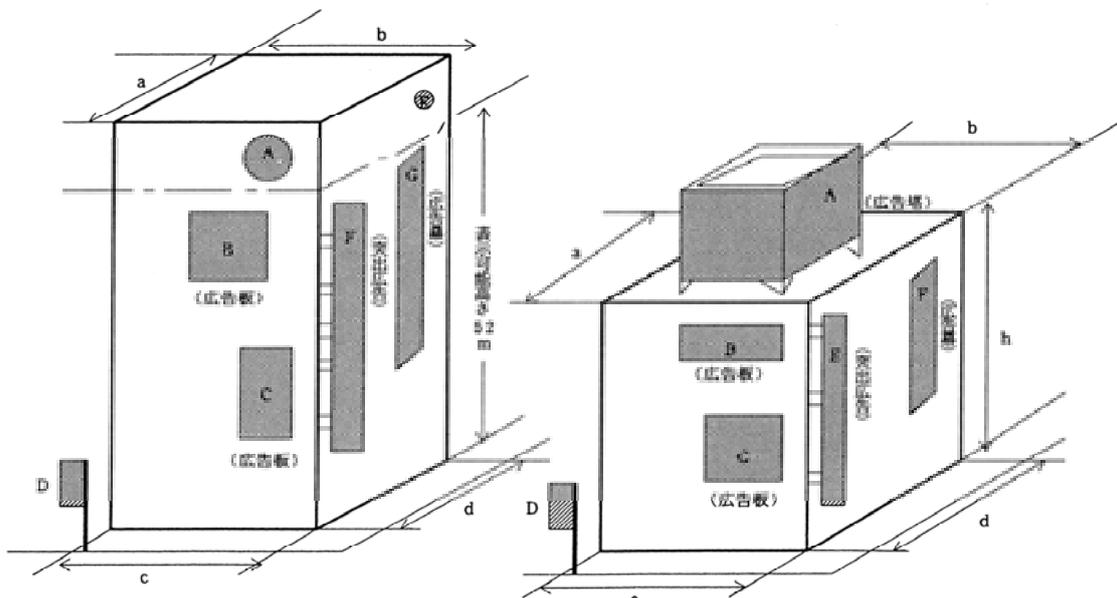
広告物の総表示面積の規制 総量規制（条例第22条、規則第20条）

近隣商業地域及び商業地域内における高さが10mを超える建築物に表示する広告物の総表示面積は、一建築物の総壁面面積（52m以下の面積）の60%を超えない面積としてください。

ただし、表示期間が7日以内のものは除きます。

[建築物の高さ52m以上]

[広告物の高さ52m以下]



建築物の高さ52m以上

広告物の高さ52m以下

総壁面面積 (W) = (a + b + c + d) × 52m

総壁面面積 (W) = (a + b + c + d) × h

広告物の総表示面積 = A + B + C + E + F + G ≤ W × $\frac{6}{10}$

広告物の総表示面積 = A + B + C + E + F ≤ W × $\frac{6}{10}$

9 特定区域における基準（条例第9条～第12条）

屋外広告物規制は、禁止区域・禁止物件の規定及び広告物の種類ごとの規格による2本の柱を中心に行われており、これらは主として都市計画法上の用途地域に基づいて定められています。

しかし、東京の都市景観は多様であり、用途地域に基づく基準だけでは都内の地域特性にきめ細かく対応していくには必ずしも十分とはいえません。

そこで、地域の景観特性に応じた広告物規制を進め、個性豊かな街並みの形成を誘導するため、地域の实情に詳しい地元住民等による自主的な規制を内容とする広告協定地区、広告物規制と都市計画法上の地区計画等及び東京のしゃれた街並みづくり推進条例上の街並み景観重点地区との連携、屋外広告物条例独自の制度である広告誘導地区を制度化しました。

基準の内容

地区計画等、街並み景観重点地区及び広告誘導地区において、屋外広告物の基準を屋外広告物条例施行規則に定める場合には、建築物の壁面又は屋上を利用した広告物あるいは敷地内の独立看板等が対象となります。屋外広告物の形状、面積、意匠、その他表示の方法に関することを基準として設けることができます。

手続きの流れ

手続きの流れは次頁の図のとおりです。この制度の導入により、知事が広告物審議会の意見を聞いて定めていた広告物等の規格について、地元のまちづくり協議会や区市町村の意向が反映され、諸制度との連携及び各地域の景観特性に対応した広告物規制が実現することとなりました。

活用事例

広告協定地区

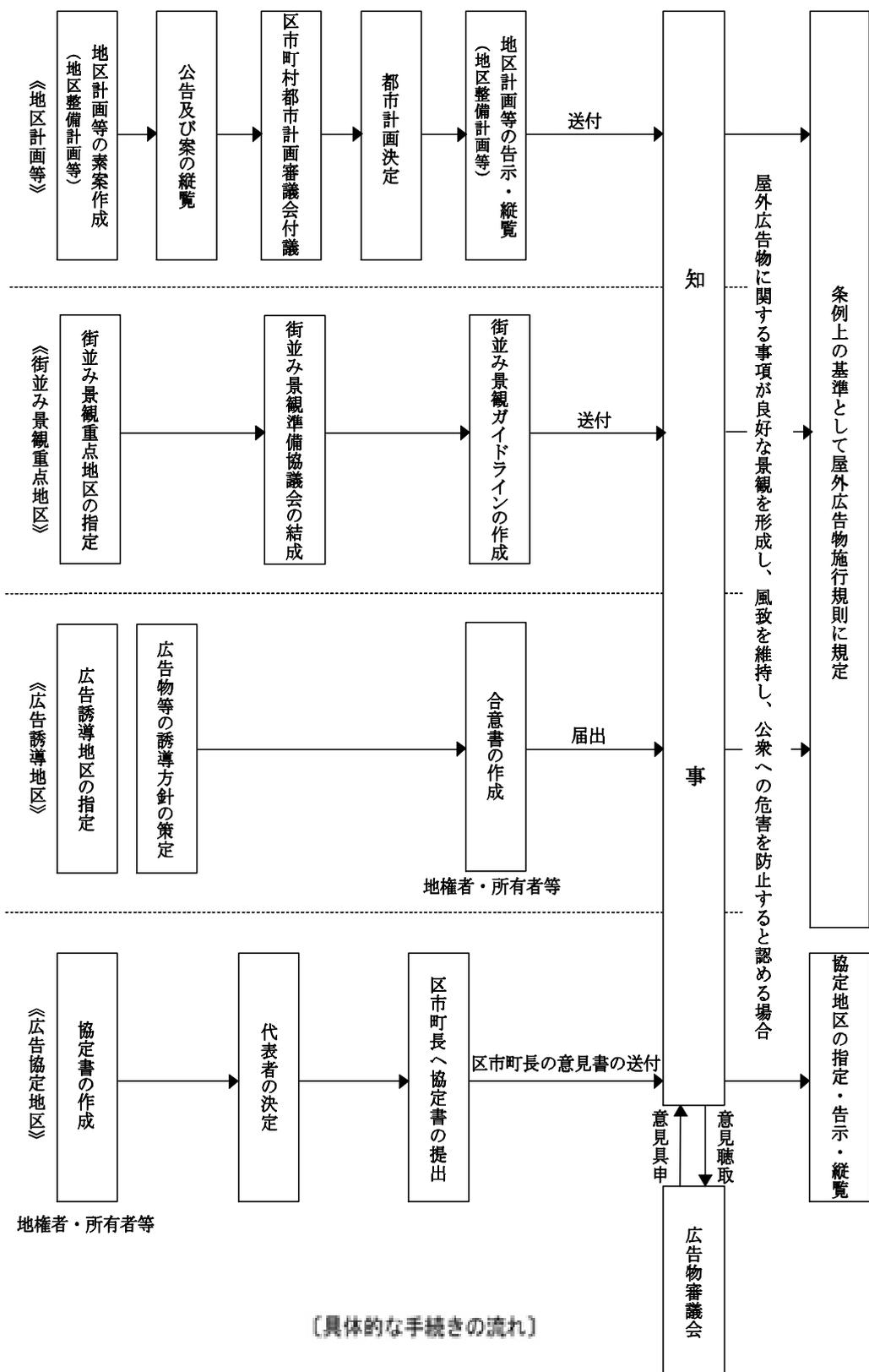
臨海副都心では、国際化・情報化の進展に対応しつつ、バランスのとれた都市機能を備えた世界都市東京の新しい顔となるよう、質の高い都市景観の形成を目的として、平成7年11月に広告協定地区の指定を行っています。

この指定により、地域における効果的な都市景観の維持・向上及びより良好な地域環境の形成が促進されます。

地区計画

平成20年4月1日から江戸川区、平成22年4月1日から千代田区内において、特定区域における基準（地域ルール）を活用した屋外広告物規制を行っています。

本区域では、都市計画法に基づく地区計画を活用して良好な景観形成を図っており、屋外広告物については、例えば自家用広告物に限って表示可能とすることや屋上広告物の設置を禁止することなど地域の实情に応じたきめ細かな基準が定められています。



10 景観計画に基づく規制

東京都景観計画（平成 19 年 3 月策定）において、特に良好な景観形成を進める地区を景観形成特別地区として指定し、屋外広告物の表示又は設置について、条例等に定める一般的な基準に加え、当該区域独自の基準を定めています。

こうした取り組みをさらに充実させるため、平成 20 年 4 月に当計画を変更し、新たに景観形成特別地区を追加指定しました。また、平成 22 年 2 月には、墨田区景観計画に基づいた屋外広告物の基準を定めています。

1 文化財庭園等景観形成特別地区

表示等を制限する区域

景観形成特別地区の区域内（庭園の区域から概ね 200m の範囲を目安としています。また、各庭園からの見通しを考慮するとともに、道路や敷地境界などで、規制区域を明確に設定する必要がある場合は、200m を超えて範囲を設定しています）で、かつ、地盤面から 20m 以上の部分を規制区域とします。

規制区域内における屋外広告物の規制

下表に定める基準に適合する自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）に限り表示することができます。

区 分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	地盤面から 20m 以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面等の広告物	地盤面から 20m 以上の部分では、広告物に光源を使用しない。												
広告物の色彩 ¹	建物の壁面のうち、高さ 20m 以上の部分を利用する広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度を定める。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">【色相】</td> <td style="text-align: center;">【彩度】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1R ~ 10R</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1YR ~ 5Y</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.1Y ~ 10G</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1BG ~ 10B</td> <td style="text-align: center;">3 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1PB ~ 10RP</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> </table>	【色相】	【彩度】	0.1R ~ 10R	5 以下	0.1YR ~ 5Y	6 以下	5.1Y ~ 10G	4 以下	0.1BG ~ 10B	3 以下	0.1PB ~ 10RP	4 以下
【色相】	【彩度】												
0.1R ~ 10R	5 以下												
0.1YR ~ 5Y	6 以下												
5.1Y ~ 10G	4 以下												
0.1BG ~ 10B	3 以下												
0.1PB ~ 10RP	4 以下												
表示等の制限の例外	建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示できる。												

1 色彩については、「東京都景観色彩ガイドライン」を参照してください。

2 上表に定める基準に適合する公共公益目的の広告物及び非営利目的の広告物については、表示可能です。

文化財庭園等景観形成特別地区の区域

規制区域は地図中の 内です。

ア．平成 19 年 4 月指定（平成 19 年 5 月 1 日を基準日）

浜離宮恩賜庭園・旧芝離宮庭園の周囲の区域

中央区銀座八丁目、築地五丁目、築地六丁目、浜離宮庭園、港区芝浦一丁目、海岸一丁目、海岸二丁目及び東新橋一丁目のうち、右の地図に示す区域で、地盤面から高さ 20 メートル以上の空間



新宿御苑の周囲の区域
新宿区大京町、四谷四丁目、内藤町、新宿一丁目、新宿二丁目、新宿三丁目、新宿四丁目、渋谷区千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷五丁目及び千駄ヶ谷六丁目のうち、右の地図に示す区域で、地盤面から高さ 20 メートル以上の空間



清澄庭園の周囲の区域
江東区清澄二丁目、清澄三丁目、平野一丁目、三好一丁目、白河一丁目、佐賀二丁目、福住二丁目、深川一丁目及び深川二丁目のうち、右の地図に示す区域で、地盤面から高さ 20 メートル以上の空間



イ．平成 20 年 4 月指定（平成 20 年 5 月 1 日を基準日）

小石川後楽園の周囲の区域
文京区後楽一丁目、後楽二丁目及び春日一丁目のうち右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20 メートル以上の空間



六義園の周囲の区域
文京区本駒込五丁目、本駒込六丁目、豊島区巣鴨一丁目、駒込一丁目及び駒込二丁目のうち右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20 メートル以上の空間



旧岩崎邸庭園の周囲の区域
文京区湯島三丁目、湯島四丁目及び台東区池之端一丁目のうち右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20 メートル以上の空間



旧古河庭園の周囲の区域
北区西ヶ原一丁目のうち右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20 メートル以上の空間



区域でご不明な点は、屋外広告物許可申請窓口等までお問い合わせください。

2 水辺景観形成特別地区

表示等を制限する区域

景観形成特別地区の区域内とします。

規制区域内における屋外広告物の規制

下表に定める基準に適合する広告物について表示することができます。ただし、広告協定地区（臨海部）における広告物は、臨海副都心広告協定に定められたルールによります。

区 分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	建物の屋上に、広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面等の広告物	広告物の光源に、赤色又は黄色 ¹ を使用しない。 光源は点滅させない。												
広告物の色彩 ²	建物の壁面のうち、高さ 10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度を定める。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">【色相】</td> <td style="text-align: center;">【彩度】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1R ~ 10R</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1YR ~ 5Y</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.1Y ~ 10G</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1BG ~ 10B</td> <td style="text-align: center;">3 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1PB ~ 10RP</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> </table>	【色相】	【彩度】	0.1R ~ 10R	5 以下	0.1YR ~ 5Y	6 以下	5.1Y ~ 10G	4 以下	0.1BG ~ 10B	3 以下	0.1PB ~ 10RP	4 以下
【色相】	【彩度】												
0.1R ~ 10R	5 以下												
0.1YR ~ 5Y	6 以下												
5.1Y ~ 10G	4 以下												
0.1BG ~ 10B	3 以下												
0.1PB ~ 10RP	4 以下												
表示等の制限の例外	許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。												

1 赤色又は黄色とは、JIS（JIS Z 9101）に定める安全色（事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用）の赤又は黄とします。

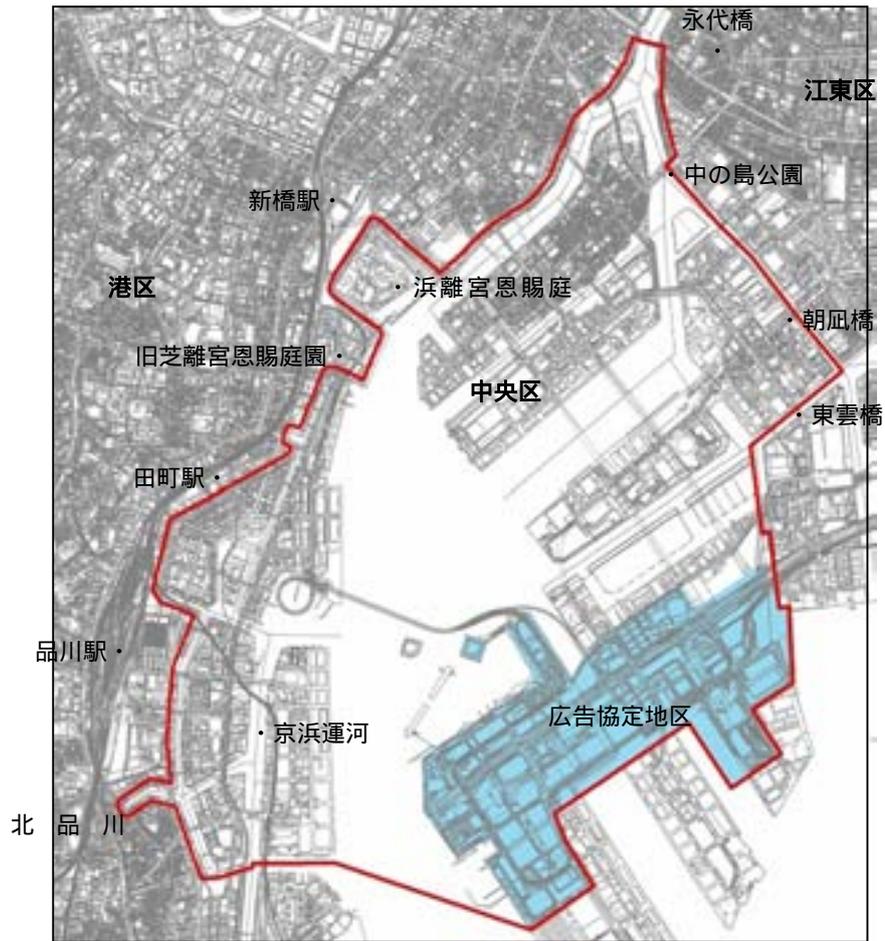
2 色彩については、「東京都景観色彩ガイドライン」を参照してください。

水辺景観形成特別地区の区域

規制区域は、次ページの地図中の 内です。（平成 19 年 4 月指定（平成 19 年 5 月 1 日を基準日））

中央区湊二丁目、湊三丁目、明石町、築地五丁目、築地六丁目、築地七丁目、浜離宮庭園、新川一丁目、新川二丁目、佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、月島一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月島四丁目、勝どき一丁目、勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、豊海町、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目、港区芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、芝浦四丁目、海岸一丁目、海岸二丁目、海岸三丁目、港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目、港南四丁目、港南五丁目、江東区永代一丁目、越中島一丁目、豊洲一丁目、豊洲二丁目、豊洲三丁目、豊洲四丁目、豊洲五丁目、豊洲六丁目、東雲二丁目、有明一丁目、有明二丁目、品川区北品川一丁目、東品川一丁目、東品川二丁目及び東品川五丁目の区域のうち、次のページの地図に示す区域（広告協定地区を除く。³）

3 広告協定地区は、港区台場一丁目、台場二丁目、江東区青海一丁目、青海二丁目、有明二丁目、有明三丁目及び品川区東八塩の区域のうち、次ページの地図に示す区域



区域でご不明な点は、屋外広告物許可申請窓口等までお問い合わせください。

3 墨田区景観計画に基づく規制

表示等を制限する区域

向島百花園の周囲の区域

墨田区東向島三丁目及び東向島四丁目のうち、別図に示す区域における地盤面から高さ十五メートル以上の空間



旧安田庭園の周囲の区域

墨田区横網一丁目及び横網二丁目のうち、別図に示す区域における地盤面から高さ十五メートル以上の空間



規制区域内における屋外広告物の規制

下表に定める基準に適合する自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）に限り表示することができます。

区 分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	地盤面から 15m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面等の広告物	地盤面から 15m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。												
広告物の色彩 ¹	<p>建物の壁面のうち、高さ 15m以上の部分を利用する広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度を定める。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">【色相】</td> <td style="text-align: center;">【彩度】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1R ~ 10R</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1YR ~ 5Y</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.1Y ~ 10G</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1BG ~ 10B</td> <td style="text-align: center;">3 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1PB ~ 10RP</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> </table>	【色相】	【彩度】	0.1R ~ 10R	5 以下	0.1YR ~ 5Y	6 以下	5.1Y ~ 10G	4 以下	0.1BG ~ 10B	3 以下	0.1PB ~ 10RP	4 以下
【色相】	【彩度】												
0.1R ~ 10R	5 以下												
0.1YR ~ 5Y	6 以下												
5.1Y ~ 10G	4 以下												
0.1BG ~ 10B	3 以下												
0.1PB ~ 10RP	4 以下												
表示等の制限の例外	建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示できる。												

1 色彩については、「東京都景観色彩ガイドライン」を参照してください。

2 上表に定める基準に適合する公共公益目的の広告物及び非営利目的の広告物については、表示可能です。

(参考)

広告物等を大規模建築物等に掲出する場合

特定街区や総合設計など、次に掲げる手法を活用して建築された建築物に表示・掲出する広告物については、「東京都景観計画」の大規模建築物等景観形成指針に定める屋外広告物等の基準に適合する必要があります。

詳細は、東京都都市整備局ホームページ (<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。

都市開発手法	
市街地再開発事業及び高度利用地区	都市計画法第 12 条第 1 項第 4 号 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項
特定街区	都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号
都市再生特別地区	都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の 2
再開発等促進区	都市計画法第 12 条の 5 第 3 項
総合設計	建築基準法第 59 条の 2
PFI 法に基づく事業及び PFI 的手法に基づく事業	景観基本軸及び景観形成特別地区内で行われる事業に限る。
鉄道駅構内等開発計画	鉄道駅構内等開発計画に関する指導基準（平成 2 年 4 月東京都都市計画局決定）に基づく、鉄道駅構内等における開発

(注意)

別途、都市景観への配慮として、上記の手法のうち「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」で定める「都市開発諸制度」¹を活用して建築された建築物及びその敷地（公開空地、有効空地等）内に表示・設置する広告物等については、都市開発諸制度の基準等²に適合する必要があります。

1 「都市開発諸制度」：

特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区及び総合設計の 4 制度

2 「都市開発諸制度の基準等」：

東京都特定街区運用基準、東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準、東京都高度利用地区指定方針及び指定基準、並びに東京都総合設計許可要綱及び実施細目

11 屋外広告物管理者の設置

屋外広告物を良好な景観の形成、風致の維持や公衆に対する危害防止の観点から良好な状態に維持していくためには、それらに関する補修その他の適正な管理が必要不可欠です。

特に防災性の向上の観点から、規模の大きな屋外広告物や道路上にある広告物等は、より適正な管理が必要とされています。

このため、特定の広告物等に一定の要件を有する屋外広告物管理者の設置が義務付けられています。

屋外広告物管理者の設置義務

下記の屋外広告物等を表示し、又は設置する者は、下記の要件に該当する屋外広告物管理者を置かなければなりません。

対象となる屋外広告物等

- ア 広告塔
 - イ 広告板
 - ウ アーチ
 - エ 装飾街路灯
- （高さが4 mを超えるもの又は表示面積が10 m²を超えるものに限る。）

屋外広告物管理者の要件

次の各号のいずれかに該当する方です。

- ア 建築士法に規定する建築士
- イ 電気工事士法に規定する電気工事士、又はネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている方
- ウ 電気事業法に規定する第1種・第2種・第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている方
- エ 屋外広告物法第10条第2項第三号イに規定する登録試験機関が実施する試験に合格した者（屋外広告士）（経過規定により有効とされる屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程に基づき認定された審査・証明事業により付与される屋外広告士を含む。）

屋外広告物管理者の設置等の届出

ア 上記の屋外広告物について、屋外広告物管理者が設置されたら、直ちに屋外広告物管理者設置届を提出してください。

ただし、許可申請時に必要事項を記載した場合には省略することができます。

イ 屋外広告物管理者の氏名や住所等が変わった場合には、屋外広告物管理者変更届を提出してください。

ウ 屋外広告物管理者設置届又は広告物管理者変更届を提出する際には屋外広告物管理者の資格を証明するもの（認定証の写し等）を添付してください。

屋外広告物自己点検報告書

上記の屋外広告物について、継続又は変更許可申請をする場合の、屋外広告物自己点検報告書は上記の屋外広告物管理者の点検を受けたものでなければなりません。

12 屋外広告業の登録

屋外広告業とは

広告主から、広告物等の表示・設置に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う法人又は個人を言います。営業所を都内に有していない場合であっても、東京都内で広告物等の表示・設置に関する工事等を行おうとする場合には、登録が必要となります。

登録の申請について

申請には必要事項を記入した下記の書類正・副各一部ずつ作成し、東京都に提出していただきます。(副本はコピー可)

なお、登録申請者等が法人の場合には、その役員について、未成年者の場合は、その法定代理人について記入してください。指定様式及び記入例等については、東京都都市整備局のホームページからダウンロードできます。(第19号、20号、21号様式)

URL: http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/koukoku/kou_touroku.htm

提出書類

【新規】

屋外広告業登録申請書(第19号様式)

誓約書(第20号様式)...役員全員について必要です。

略歴書(第21号様式)...役員全員について必要です。

・法人である場合は、登記事項証明書(3カ月以内発行のもの・写し可)

・個人である場合は、住民票の写し(3カ月以内発行のもの・写し可)

業務主任者の資格・認定書等の書類の写し

東京都が開催した講習会を終了した者は、添付の必要はありません。

業務主任者の従事証明

業務主任者の雇用証明、社会福祉保険証の写し等

【更新】

からは変更の有無に関らず提出が必要になります。

屋外広告業登録申請書(第19号様式)

誓約書(第20号様式)...役員全員について必要です。

略歴書(第21号様式)...役員全員について必要です。

・法人である場合は、登記事項証明書(3カ月以内発行のもの・写し可)

- ・個人である場合は、住民票の写し（3カ月以内発行のもの・写し可）

は業務主任者に変更があった場合に必要になります。

業務主任者の資格・認定書等の書類の写し

東京都が開催した講習会を終了した者は、添付の必要はありません。

業務主任者の従事証明

業務主任者の雇用証明、社会福祉保険証の写し等

（参考）法人の役員とは

法人の役員とは、株式会社または有限会社の取締役、委員会等設置会社の執行役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づくもの）、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、法人格のある組合の理事などをいい、監査役、監事、有限責任者、事務局長等は役員に含まれません。

申請書類の提出先

東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 屋外広告物担当 登録窓口

（都庁第二庁舎 21 階中央） 平日 午前9時～午前12時

午後1時～午後3時00分

窓口まで申請書類をご持参いただき、手続きを行っていただきます。

（郵送での申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。）

業務主任者

業務主任者とは、営業所ごとに設置する、広告物等の表示・設置に関する法令の規定の遵守やその他その営業所における業務を適正に運営するために必要な業務を行う人のことで、下記のいずれかの条件を満たす方となります。

- ・都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の修了者
- ・職業能力開発促進法の準則訓練（広告美術科）修了者、職業訓練指導員免許（広告美術科）所持者又は技能検定（広告美術仕上げ）合格者
- ・屋外広告物法に規定する登録試験機関が実施する試験に合格した屋外広告士（経過措置により有効とされる屋外広告士を含む。）

なお、業務主任者については、必ずしもその営業所の専任の者である必要はありませんが、雇用契約等により通常勤務時間中はその事業所の業務に従事できる者でなければなりません。

登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、登録期間満了の30日前までに更新登録申請の手続きを行わなければなりません。

平成18年5月から平成19年4月までに登録された方は、平成23年度中に更新手続きが必要になりますので有効期限を必ずご確認ください。

有効期限が切れた場合は、新規登録となります。

登録申請手数料

申請手数料は新規登録 10,000 円、更新登録 5,000 円です。

申請窓口での現金払いになります。恐れ入りますが、つり銭のないようお願いします。

登録後に登録通知書を交付します。郵送を希望される場合は、420 円分の切手と返信用封筒（角 2）をご用意ください。

登録の拒否をする場合

屋外広告業の登録に当たっては、下記に掲げる事項に該当していないことが必要です。また、登録申請書に虚偽の記載があったり、必要な事実の記載がなかった場合には、登録が受けられません。

《登録の拒否をする要件》

- ・屋外広告業の登録を取り消された日から 2 年を経過しない者
- ・営業の停止期間が経過していない者
- ・東京都屋外広告物条例に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられたもので、その執行が終わった日から 2 年を経過しない者
- ・営業所ごとに業務主任者を置いていない者

監督処分等

登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合、又は不正な手段により登録を受けた場合など、東京都屋外広告物条例又は規則に違反した者は、登録の取消し又は営業の停止（一部又は全部）、違反事実の公表、30 万円以下の罰金、過料に処される場合があります。

屋外広告業者登録簿

登録を受けると、屋外広告業者登録簿へ登録申請書の記載事項が登録され、一般の閲覧に供されます。

都が開催する屋外広告物講習会

都では年 1 回程度屋外広告物講習会を開催しています。

講習会は 2 日にわたり開催しており、受講するためには申込みが必要です。

なお、申込み時には受講手数料（4,900 円）が必要です。

講習会の開催日時、申込受付期間などについては、「東京都公報」のほか、「広報東京都」、東京都都市整備局ホームページ、区や市の広報紙等によりお知らせします。

URL: <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

登録後の変更手続きについて

・登録事項の変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に、届出なければなりません。

・必要書類は以下の 3 点です。

必要事項を記載した、「屋外広告業登録事項変更届出書」(別紙第 22 号様式)

登記事項証明書(個人の場合は住民票の写し)

変更する事項に応じた添付書類(以下の通り)

変 更 事 項	必 要 な 書 類
商号、氏名及び住所 営業所の名称及び所在地	上記、のみ
役員の氏名	・誓約書(第 20 号様式) 新たに役員に就任した者の分のみ (代表取締役が変更となった場合は代表取締役印を押印) ・略歴書(第 21 号様式) 新たに役員に就任した者の分のみ
業務主任者の氏名及び所属する 営業所の名称	・業務主任者の資格、認定書等の書類の写し ・業務主任者の従事証明(社会健康保険証の写し等)

・直接ご持参いただくか、郵送で受け付けています。上記の必要書類を正・副一部ずつ作成し、ご提出をお願いいたします。副本は、書類審査後お返ししますので、ご郵送の場合は、返信用封筒(切手貼付)を同封して下さい。受領印を押印後、返信いたします。

・変更届出の際は、「屋外広告業登録通知書」の変更はありませんので、通知書はお手元に保管くださいますよう、お願いいたします。

13 禁止広告物

条例では、形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観風致を害するおそれのある広告物等のほか、次に掲げる広告物等を禁止広告物として定め、出すことを禁じています。

腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な広告物等

構造又は設置の方法が危険な広告物等

風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃により容易に破損、落下、倒壊等のおそれのある
広告物等

信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるなど、道路交通の安全を阻害
するおそれのある広告物等

14 管理及び除却の義務

条例では、広告物等を出した方等は、その広告物等に関し、補修その他必要な管理をおこない良好な状態に保持しなければならないと定めています。

また、これらの方は許可期間その他の適法な表示期間又は設置期間が満了したときは、直ちに広告物等を除却しなければなりません。

15 罰 則

条例に違反した場合は、罰金又は過料が科されることがあります。

その例は次のとおりです。

罰 金

禁止区域や禁止物件に広告物等を出した場合

許可を受ける必要があるにもかかわらず許可を受けずに広告物等を出した場合

除却命令等に従わない場合

登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合

過 料

道路上や道路上にある電柱・街路樹などに、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を出した場合

屋外広告業の変更の届出を怠った場合

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関して罰則の対象となる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても刑を科することとなります。

17 屋外広告物の種類

1	広 告 塔	多角柱もしくは円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔等のもの（球形、多面体を含む。）
2	広 告 板	広告表示面が板状で、1面又は2面（板の両面）に表示されたもの（建築物の壁面、日よけ等の取付文字、書き文字等及び突出看板を含む。）
3	小 型 広 告 板	広告表示面が板状で、1面に表示されたもので、縦・横共に1m以下のもの
4	は り 紙	紙等に印刷又は手書された広告物で他の物件に貼付するもの
5	は り 札 等	ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板のように、比較的軽易な材質の板に紙をはったものを、工作物等に針金等をつるし又はくくりつける等容易に取りはずすことのできる状態で取り付けしたもの
6	広 告 旗	表示面積3㎡以下ののぼり（モモタロウ旗）等、容易にとりはずすことのできる状態で立て又は立て掛けられているもの。それを支える台等も含む。
7	立 看 板 等	木枠等に紙張り、若しくは布張り等をしたものや、ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板等に、紙、その他のものを張ったもの、又は直接塗装印刷したもの、置看板、パンフレットやチラシ等を掲出する物件等
8	電柱・街路灯柱利用広告物	電柱、電話柱及び街路灯柱に取付けた広告物
9	標識利用広告物	標識（バス停標識、消火栓標識、避難標識、案内図板等）に取付けた広告物
10	宣 伝 車	自動車登録規則（昭和45年、運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用する広告物
11	バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	バス、電車の車体に長方形の枠を利用して表示した広告物
12	上 記 以 外 の 車 体 利 用 広 告 物	11以外の方式による電車、バスに表示した広告物及び乗用車、貨物自動車に表示した広告物
13	ア ド バ ル ー ン	網を付けた気球を掲揚し、その網又は気球を利用して広告表示したもの（東京都火災予防条例に適合するもの）
14	広 告 幕	布、ビニール等に広告表示し、建築物の壁面、地上のポール等に取り付けたもの（表示面積3㎡を超えたのぼりを含む。） なお、枠を固定したり、パネル状に取り付けるなどにより、表示面（幕の部分）が固定されたものは上記2の広告板として扱う。
15	ア ー チ	道路上を横断して設置するもの〔広告幕（横断幕）は除く。〕
16	装 飾 街 路 灯	街路灯自体が広告と認められるもの
17	店 頭 装 飾	クリスマスセール、お中元セール、新装開店時等において、商品の入口周辺に一時的に設置するもの

18 東京都屋外広告物条例

昭和 24 年 8 月 27 日 条例第 100 号
最終改正 平成 21 年 3 月 31 日 条例第 29 号

第一章 総則

(目的等)

第 1 条 この条例は、屋外広告物及び屋外広告業について、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)の規定に基づく規制、都民の創意による自主的な規制その他の必要な事項を定め、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

- 2 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。
(昭 51 条例 40・追加、昭 61 条例 116・平 17 条例 41・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 屋外広告物 法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物(以下「広告物」という。)をいう。
- 二 屋外広告業 法第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業をいう。
- 三 広告主 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置することを決定し、自ら又は屋外広告業を営む者その他の事業者(以下「屋外広告業者等」という。)に委託する等により、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者をいう。

(平 17 条例 41・追加)

(都の責務)

第 3 条 東京都(以下「都」という。)は、この条例の目的を達成するため、広告物に関する施策

を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 都は、前項の施策の円滑な実施を図るため、広告主、屋外広告業者等、国並びに特別区及び市町村との適切な連携を図るものとする。
(平 17 条例 41・追加)

(都民の責務)

第 4 条 都民は、都がこの条例に基づき実施する広告物に関する施策について理解を深めるとともに、これに協力するよう努めるものとする。
(平 17 条例 41・追加)

(広告主及び屋外広告業者等の責務)

第 5 条 広告主は、この条例の規定及び自らの創意による自主的な規制を遵守するとともに、広告物の表示又は掲出物件の設置を委託した屋外広告業者等に、この条例の規定を遵守させるために必要な措置を講じる責務を有する。

2 広告主は、都がこの条例に基づき実施する広告物に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 屋外広告業者等は、広告主と連携し、この条例の規定及び自らの創意による自主的な規制を遵守する責務を有する。

4 屋外広告業者等は、都がこの条例に基づき実施する広告物に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(平 17 条例 41・追加)

第二章 広告物等の制限

(禁止区域)

第 6 条 次に掲げる地域又は場所に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに同項第十二号の規定により定められた都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 12 条の規定による特別緑地保全

- 地区。ただし、知事の指定する区域を除く。
- 二 都市計画法第 8 条第 1 項第六号の規定により定められた景観地区のうち知事の指定する区域、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 74 条第 1 項の規定により指定された準景観地区であつて同法第 75 条第 1 項に規定する条例により規制を受ける地域のうち知事の指定する区域、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 111 号）第 1 条の規定による改正前の都市計画法第 8 条第 1 項第六号の規定により定められた美観地区（以下「旧美観地区」という。）及び都市計画法第 8 条第 1 項第七号の規定により定められた風致地区。ただし、旧美観地区及び風致地区にあつては、知事の指定する区域を除く。
- 三 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項第十一号の規定により保安林として指定された森林のある地域
- 四 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事の定める範囲内にある地域並びに同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに指定され、又は仮指定されたもの及びその周囲で知事の定める範囲内にある地域
- 五 歴史的又は都市美的価値を有する建造物及びその周囲並びに文化財庭園など歴史的価値の高い施設の周辺地域で知事の定める範囲内にある地域
- 六 古墳、墓地、火葬場及び葬儀場並びに社寺、仏堂及び教会の境域
- 七 国又は公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地及び橋台敷地
- 八 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 13 条第 1 項の規定により指定された国立公園及び国定公園の特別地域並びに同法第 60 条第 1 項の規定により指定された東京都立自

然公園の特別地域

- 九 学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館等の建造物の敷地及び官公署の敷地
- 十 道路、鉄道及び軌道の路線用地。ただし、第 8 条第二号に掲げる地域を除く。
- 十一 前号の路線用地に接続する地域で、知事の定める範囲内にあるもの。ただし、第 8 条第二号に掲げる地域を除く。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、別に知事の定める地域
（昭 32 条例 65・昭 44 条例 87・昭 46 条例 15・昭 51 条例 25・一部改正、昭 61 条例 116・第 3 項追加・一部改正、平 8 条例 38・平 15 条例 34・一部改正、平 17 条例 41・旧第 2 条線下・一部改正、平 18 条例 137・一部改正）
- （禁止物件）
- 第 7 条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- 一 橋（橋台及び橋脚を含む。）高架道路、高架鉄道及び軌道
- 二 道路標識、信号機及びガードレール
- 三 街路樹及び路傍樹
- 四 景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- 五 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突及びこれらに類するもの
- 六 形像及び記念碑
- 七 石垣及びこれに類するもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして知事の指定する物件
- 2 次に掲げる物件には、はり紙（ポスターを含む。以下同じ。）はり札等（法第 7 条第 4 項前段に規定するはり札等をいう。以下同じ。）広告旗（同項前段に規定する広告旗をいう。以下同じ。）又は立看板等（同項前段に規定する立

看板等をいう。以下同じ。)を表示し、又は設置してはならない。

- 一 電柱、街路灯柱及び消火栓標識
- 二 アーチの支柱及びアーケードの支柱
(昭 32 条例 65・昭 44 条例 87・昭 46 条例 15・昭 51 条例 25・一部改正、昭 61 条例 116・第 3 項追加・一部改正、平 8 条例 38・平 15 条例 34・一部改正、平 17 条例 41・旧第 2 条第 2 項及び第 3 項繰下・一部改正・一部追加)

(許可区域)

第 8 条 次に掲げる地域又は場所(第 6 条各号に掲げる地域又は場所を除く。)に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 特別区、市及び町の区域
- 二 道路、鉄道及び軌道の路線用地並びにこれらに接続する地域で、知事の定める範囲内にある地域
- 三 自然公園法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定された国立公園又は国定公園の区域及び同法第 72 条の規定により指定された東京都立自然公園の区域

- 四 景観法第 8 条第 2 項第一号に規定する景観計画の区域のうち、知事の指定する区域
(昭 32 条例 65・昭 33 条例 19・昭 34 条例 46・昭 44 条例 87・昭 45 条例 65・昭 45 条例 122・昭 46 条例 15・昭 46 条例 125・一部改正、昭 51 条例 40・旧第 1 条繰下・一部改正、昭 61 条例 116・旧第 1 条の 2 繰下・一部改正、平 8 条例 38・平 15 条例 34・一部改正、平 17 条例 41・旧第 2 条の 2 繰下・一部改正、平 18 条例 137・第 4 項追加)

(地区計画等の区域における基準)

第 9 条 知事は、都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等の区域(同法第 12 条の 5 第 2 項第三号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)第 32 条第 2 項第二号に規

定する特定建築物地区整備計画、同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号)第 31 条第 2 項第四号に規程する歴史的風致維持向上地区整備計画、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和 55 年法律第 34 号)第 9 条第 2 項第二号に規定する沿道地区整備計画又は集落地域整備法(昭和 62 年法律第 63 号)第 5 条第 3 項に規定する集落地域整備計画(以下「地区整備計画等」という。)が定められている区域に限る。)において、当該地区整備計画等の内容として定められた広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)に関する事項が、良好な景観を形成し、又は風致を維持し、かつ、公衆に対する危害を防止するものであると認める場合は、当該事項を、この条例の規定による当該区域に係る広告物等の基準として東京都規則(以下「規則」という。)で定めることができる。

(平 15 条例 107・追加、平 17 条例 41・旧第 6 条の 3 繰下・一部改正、平 21 条例 29・一部追加)

第 10 条 削除

(平 18 条例 137・削除)

(広告誘導地区等における基準)

第 11 条 知事は、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要であると認める場合には、一定の区域を広告誘導地区として指定し、当該区域における広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項を誘導方針として定めることができる。

2 前項に規定する広告誘導地区において、土地、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第一号に規定する建築物(以下「建築物」という。)工作物又は広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、前項に規定する誘導方針に則して、規則で定めるところにより、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方

法に関する事項を合意書として定めることができる。

- 3 知事は、前項の規定により定められた合意書の内容又は東京のしゃれた街並みづくり推進条例(平成15年東京都条例第30号)第27条第2項の規定により承認された街並み景観ガイドラインの内容として定められた広告物等の事項が、良好な景観を形成し、又は風致を維持し、かつ、公衆に対する危害を防止するために特に必要であると認める場合には、当該事項を、この条例の規定による当該区域に係る広告物等の基準として規則で定めることができる。

(平17条例41・追加)

(広告協定地区)

第12条 一定の区域内の土地、建築物、工作物又は広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、良好な地域環境を形成するため、当該区域内の広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準に関する協定(以下この条において「広告協定」という。)を締結したときは、広告協定書を作成し、その代表者によつて、知事に提出して、当該区域について広告協定地区として指定するよう求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該広告協定が良好な地域環境の形成に寄与すると認めるときは、当該区域を広告協定地区として指定することができる。

- 3 知事は、前項の規定により広告協定地区を指定するときは、あらかじめ当該区域の存する特別区、市又は町の長の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、第2項の規定により広告協定地区を指定したときは、当該広告協定をした者に対し、良好な地域環境を形成するため必要な措置をとるべきことを指導し、又は助言することができる。

- 5 第1項及び第2項の規定は、広告協定地区の変更又は廃止について準用する。

(昭61条例116・追加、平8条例38・旧第13条の2繰下、平17条例41・旧第13条の3繰上・一部改正)

(禁止区域若しくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等)

第13条 次に掲げる広告物等は、第6条から第8条までの規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第二号から第六号までに掲げる広告物等については、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

一 他の法令の規定により表示する広告物等

二 国又は公共団体が公共的目的をもつて表示する広告物等

三 公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕(網製のものを含む。以下同じ。)及びアドバルーン

四 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物

五 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等(以下「自家用広告物」という。)

六 自己の管理する土地又は物件に、管理者が管理上必要な事項を表示する広告物等

七 冠婚葬祭、祭礼等のために表示する広告物等

(昭51条例40・一部改正、昭61条例116・一部追加・一部改正、平17条例41・旧第5条第1項繰下・一部改正)

(禁止区域又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等)

第14条 次に掲げる広告物等は、第6条及び第8条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第一号、第二号及び第四号に掲げる広告物等については、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 講演会、展覧会、音楽会等のために表示する広告物等
- 二 電車又は自動車の外面を利用する広告物等
- 三 人、動物、車両(電車及び自動車を除く。)
船舶等に表示する広告物
- 四 塀又は工事現場の板塀若しくはこれに類する仮囲いに表示する広告物
(昭61条例116・追加、平8条例38・一部追加・一部改正、平17条例41・旧第5条第2項繰下・一部改正、平18条例137・一部改正)

(禁止区域に許可を受けて表示又は設置をすることができる広告物等)

第15条 次に掲げる広告物等は、第6条の規定にかかわらず、知事の許可を受けたときは、規則で定める基準により、表示し、又は設置することができる。

- 一 自己の氏名、名称、店名又は商標を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等
- 二 規則で定める道標、案内図板等の広告物等で、公共的目的をもつて表示するもの
- 三 電柱、街路灯柱等を利用して表示する広告物等で、公衆の利便に供することを目的とするもの
- 四 電車又は自動車の外面を利用する広告物等
- 五 知事の指定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域に表示又は設置をする広告物等
- 六 規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示する広告物等
- 七 第6条第四号及び第五号(同条第一号から第三号まで及び第六号から第十一号までに掲げる地域又は場所を除く。)並びに同条第十二号に掲げる地域のうち、知事が特に指定する地域に表示又は設置をする規則で定める非営利目的のための広告板

(昭61条例116・追加、平15条例107・一部改正、平17条例41・旧第5条第3項繰下・

一部改正、平18条例137・一部改正・第7項追加)

(沿道、沿線等の禁止区域に許可を受けて表示又は設置をすることができる広告物等)

第16条 次に掲げる広告物等(前3条及び次条に規定するものを除く。)は、第6条の規定にかかわらず、知事の許可を受けたときは、同条第十号及び第十一号に掲げる地域(同条第一号から第九号まで及び第十二号に掲げる地域又は場所を除く。)に表示し、又は設置することができる。ただし、第一号に掲げる広告物等の許可の基準は、規則で定める。

- 一 第6条第十号に規定する道路の路線用地及び同条第十一号に規定する道路の路線用地に接続する地域で、かつ、都市計画法第7条第一項の規定により定められた市街化調整区域に表示し、又は設置する広告物等
- 二 第6条第十一号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で、当該広告物等を表示し、又は設置する当該地域の路線用地から展望できないもの(前号に掲げるものを除く。)
(昭61条例116・追加、平17条例41・旧第5条の4繰下・一部改正)

(非営利広告物等の表示)

第17条 規則で定める非営利目的のためのはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン(次項において「非営利広告物等」という。)は、第6条の規定にかかわらず、同条第一号、第四号、第五号、第十号及び第十一号(同条第二号、第三号及び第六号から第九号までに掲げる地域又は場所を除く。)並びに同条第十二号に掲げる地域に表示し、又は設置することができる。

2 非営利広告物等は、第8条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる地域又は場所に表示し、又は設置することができる。

(昭61条例116・旧第5条第2項及び第3項繰下・一部改正、平17条例41・旧第5条の5繰

下・一部改正、平 18 条例 137・一部改正)

(告示)

第 18 条 知事は、第 6 条第一号ただし書、第二号、第四号、第五号、第十一号若しくは第十二号、第 7 条第 1 項第八号、第 8 条第二号若しくは第四号、第 11 条第 1 項、第 12 条第 2 項又は第 15 条第五号若しくは第七号の規定により区域を指定し、地域を定め、若しくは物件を指定し、又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

(昭 32 条例 65・昭 51 条例 40・昭 61 条例 116・一部改正、平 15 条例 107・一部改正、平 17 条例 41・旧第 14 条繰下・一部改正、平 18 条例 137・一部改正)

(禁止広告物等)

第 19 条 何人も、形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観又は風致を害するおそれのある広告物等を表示し、又は設置してはならない。

2 何人も、次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- 一 腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な広告物等
- 二 構造又は設置の方法が危険な広告物等
- 三 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのある広告物等

四 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれのある広告物等

(昭 51 条例 40・全改、昭 61 条例 116・平 12 条例 108・一部改正、平 17 条例 41・旧第 3 条及び旧第 4 条繰下・一部改正)

(管理義務)

第 20 条 広告主、広告主から委託を受けて広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくは広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等につ

いて権原を有する者(第四章において「所有者等」という。)又は当該広告物等の管理者(以下「広告物の表示者等」という。)は、広告物等に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(昭 51 条例 40・追加、昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 4 条の 2 繰下・一部改正)

(規格の設定)

第 21 条 次に掲げる広告物等について、知事がその表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等について、規則で定める規格を設けたときは、当該広告物等は、これらの規格によらなければならない。

- 一 広告塔
- 二 広告板
- 三 立看板等
- 四 はり紙
- 五 はり札等
- 六 広告旗
- 七 建築物の壁面を利用する広告物等
- 八 建築物から突出する形式の広告物等
- 九 電柱又は街路灯柱を利用する広告物等
- 十 道路に沿い、又は鉄道及び軌道の沿線に設置する広告物等
- 十一 電車又は自動車の外面を利用する広告物等
- 十二 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観形成又は風致の維持に必要なものとして規則で定める広告物等

2 都市計画法第 8 条第 1 項第一号の規定により定められた第一種住居地域又は第二種住居地域内に表示する広告物等(自家用広告物及び第 14 条第四号に規定する広告物を除く。)の表示面積は、前項の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 第 8 条第四号の規定により指定された区域に表示する広告物等のうち、景観法第 8 条第 1 項の景観計画に同条第 2 項第五号イの規定により

定めた事項については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合するものでなければならぬ。

(昭32条例65・昭51条例40・一部改正、昭61条例116・第2項追加・一部改正、平8条例38・一部改正、平17条例41・旧第6条繰下・一部改正、平18条例137・一部改正・第3項追加)

(広告物等の総表示面積の規制)

第22条 都市計画法第8条第1項第一号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域内にある高さが10mを超える建築物に表示する各広告物等(広告物の表示期間が7日以内のものを除く。)の表示面積の合計は、一建築物の壁面面積に応じて規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

(昭61条例116・追加、平17条例41・旧第6条の2繰下)

第三章 広告物等の許可

(許可の申請)

第23条 第8条、第15条又は第16条の規定による許可を受けようとする者は、規則で定める申請書(以下「許可申請書」という。)正副2通を知事に提出しなければならない。

(昭51条例40・全改、昭61条例116・一部改正、平17条例41・旧第10条繰下・一部改正)

(許可の期間及び条件)

第24条 知事は、この条例の規定による許可をするに当たっては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を予防するために必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間(以下「許可期間」という。)は、2年を超えることができない。

(昭61条例116・追加、平17条例41・旧第10条の2繰下・一部改正)

(屋外広告物管理者の設置)

第25条 この条例の規定による許可に係る広告物等で規則で定めるものを表示し、又は設置する者は、規則で定める屋外広告物管理者を置かなければならない。

(平8条例38・追加、平17条例41・旧第13条の2繰下)

(許可期間等の表示)

第26条 この条例の規定による許可を受けた者は、住所、氏名、許可期間等について、知事のと定めるところに従い表示しておかなければならない。

(昭32条例65・追加、昭51条例40・一部改正、平17条例41・旧第10条の2繰下)

(変更及び継続の許可)

第27条 この条例の規定による許可を受けた後、その広告物の表示の内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定める場合を除き、更に知事の許可を受けなければならない。

2 許可期間満了後更に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、当該許可期間満了の日までに、更に知事の許可を受けなければならない。この場合において、当該許可の申請は、当該許可期間満了の日の10日前までに行わなければならない。

3 第23条及び第24条の規定は、前2項の規定による許可について準用する。

(昭51条例40・全改、昭61条例116・一部改正、平17条例41・旧第11条繰下・一部改正)

(除却の義務)

第28条 広告物の表示者等は、許可期間その他の適法な表示期間又は設置期間が満了したときは、直ちに広告物等を除却しなければならない。

(昭51条例40・追加、昭61条例116・一部改正、平17条例41・旧第4条の2第2項繰下・一部改正)

(許可申請手数料)

第 29 条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、申請の際、別表に掲げる額の手料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条第 1 項の規定による届出を経た政治団体がはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンを表示し、又は設置するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 既納の手料は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(昭 32 条例 65・追加、昭 51 条例 40・昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 11 条の 3 繰下・一部改正)

(許可の特例)

第 30 条 知事は、第 6 条から第 8 条まで、第 21 条又は第 22 条の規定にかかわらず、景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で、特にやむを得ないと認めるものについては、当該広告物等の表示又は設置を許可することができる。この場合においては、あらかじめ第 56 条に規定する東京都広告物審議会の議を経るものとする。

2 第 23 条から前条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

(昭 51 条例 40・一部改正、昭 61 条例 116・全改、平 15 条例 107・一部改正、平 17 条例 41・旧第 7 条繰下・一部改正・第 2 項追加)

第四章 監督

(許可の取消し及び行政措置命令)

第 31 条 この条例の規定による許可を受けた広告物等が、景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたとき、又は許可申請書に虚偽の事項があつたときは、知事は、その許可を取り消し、又は当該広告物の表示者等に対してこれらの改修、移転、除却その他必要な措置

を命ずることができる。

(昭 51 条例 40・昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 12 条繰下・一部改正)

第 32 条 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物等があるときは、知事は、当該広告物の表示者等に対して当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は 5 日以上の期限を定め、改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物の表示者等を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5 日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(昭 51 条例 40・昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 13 条繰下・一部改正)

(公表)

第 33 条 知事は、前条第 1 項の規定による命令を受けた広告物の表示者等が、正当な理由なく当該命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(平 17 条例 41・追加)

(広告物等を保管した場合の公告)

第 34 条 知事は、第 32 条第 2 項又は法第 7 条第 4 項の規定により広告物等を除却し、又は除却させたときは、当該広告物等を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物等がはり紙である場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により広告物等を保管し

たときは、当該広告物等の所有者等に対し当該
広告物等を返還するため、次に掲げるものう
ち必要な事項を公告しなければならない。

- 一 公告の日
 - 二 当該広告物等を除却した日時
 - 三 当該広告物等の放置されていた場所
 - 四 当該広告物等の名称又は種類及び数量
 - 五 当該広告物等の表示内容
 - 六 当該広告物等の保管開始日及び保管場所
 - 七 前各号に掲げるもののほか、保管した広告
物等を返還するため必要と認められる事項
- 3 前項の規定による公告は、次に掲げる方法に
より行わなければならない。
- 一 前項各号に掲げる事項を、公告の日から起
算して14日間（法第7条第4項の規定により
除却された広告物等にあつては、2日間）規
則で定める場所に掲示すること。
 - 二 法第8条第3項第二号に規定する特に貴重
な広告物等については、前号に規定する期間
が満了しても、なお当該広告物等の所有者等
の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代
表者の氏名及び主たる事務所の所在地）等を
確知することができないときは、その公告の
要旨を東京都公報に登載すること。
- 4 知事は、前項に規定する方法による公告を行
うとともに、規則で定める保管物件一覧表を規
則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係
者に自由に閲覧させなければならない。
- （平17条例41・追加）

（保管した広告物等の売却又は廃棄）

第35条 知事は、前条第1項の規定により保管し
た広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれ
があるとき、又は同条第2項第一号の公告の日
から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当
該各号に定める期間を経過してもなお当該広告
物等を返還することができない場合において、
次条に定める評価の方法により評価した価額に
比し、その保管に不相当な費用又は手数料を要す
るときは、当該広告物等を売却し、その売却し

た代金を保管することができる。

- 一 法第7条第4項の規定により除却された広
告物等 2日
 - 二 法第8条第3項第二号に規定する特に貴重
な広告物等 3月
 - 三 前二号に掲げる広告物等以外の広告物等
14日
- 2 知事は、次条の規定により評価した広告物等
の価額が著しく低い場合において、前項の規定
による広告物等の売却につき買受人がないとき、
又は売却しても買受人がないことが明らかであ
るときは、当該広告物等を廃棄することができ
る。
- 3 第1項の規定により売却した代金は、売却に
要した費用に充てることができる。
- 4 前条第2項第一号の公告の日から起算して6
月を経過してもなお同条第1項の規定により保
管した広告物等（第1項の規定により売却した
代金を含む。以下この項及び第38条において同
じ。）を返還することができないときは、当該広
告物等の所有権は、当該広告物等を保管する都
に帰属するものとする。
- （平17条例41・追加）

（保管した広告物等の価額の評価）

第36条 第34条第1項の規定により保管した広
告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該
広告物等の使用期間、損耗の程度その他広告物
等の価額の評価に関する事情を勘案して行うも
のとする。この場合において、知事は、必要が
あると認めるときは、広告物等の価額の評価に
関し、専門的知識を有する者の意見を聴くこと
ができる。

（平17条例41・追加）

（保管した広告物等を売却する場合の手續）

第37条 第35条第1項の規定による保管した広
告物等の売却については、規則で定める方法に
よるものとする。

（平17条例41・追加）

(保管した広告物等を返還する場合の手続)

第38条 知事は、第34条第1項の規定により保管した広告物等を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

(平17条例41・追加)

第五章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第39条 東京都の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、当該有効期間の満了の日までに、更新の登録を受けなければならない。この場合において、当該登録の申請は、当該有効期間の満了の日の30日前までにしなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(昭51条例40・追加、昭61条例18・平8条例38・一部改正、平17条例41・旧第14条の2繰下・全改)

(登録の申請)

第40条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」と

いう。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

一 商号、氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 東京都の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

五 第二号の営業所ごとに置かれる業務主任者(第48条に規定する業務主任者をいう。第42条において同じ。)の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第42条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平17条例41・追加)

(登録の実施)

第41条 知事は、前条の規定による書類の提出があつた場合は、次条第1項の規定により登録を拒否するときを除くほか、遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第1項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(平17条例41・追加)

(登録の拒否)

第42条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第40条第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事

実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第 52 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 2 年を経過しない者

二 屋外広告業者(第 39 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第 52 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの

三 第 52 条第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 この条例又はこの条例に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 第 40 条第 1 項第二号の営業所ごとに業務主任者を置いていない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(平 17 条例 41・追加)

(登録事項の変更の届出)

第 43 条 屋外広告業者は、第 40 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理した場合は、当該届出に係る事項が前条第 1 項第五号から第七号までのいずれかに該当するときを除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第 40 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

(昭 51 条例 40・追加、昭 61 条例 18・平 8 条例 38・一部改正、平 17 条例 41・旧第 14 条の 2 第 2 項繰下・全改)

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第 44 条 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(平 17 条例 41・追加)

(廃業等の届出)

第 45 条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 東京都の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(平 17 条例 41・追加)

(登録の抹消)

第 46 条 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第 52 条第 1 項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(平 17 条例 41・追加)

(講習会)

第47条 知事は、規則で定めるところにより、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3 講習会を受けようとする者は、4,900円の講習手数料を納付しなければならない。

4 前3項に定めるほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭51条例40・追加、昭53条例98・昭57条例19・平4条例35・一部改正、平17条例41・旧第14条の3線下・一部改正)

(業務主任者の設置)

第48条 屋外広告業者は、第40条第1項第二号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。

一 法第10条第2項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者

二 前条第1項の講習会の課程を修了した者

三 他の道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の行う講習会の課程を修了した者

四 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げの職種に係るもの

五 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

一 この条例其他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

二 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工其他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。

三 第50条の帳簿に記載する事項のうち、規則で定めるものの記載に関すること。

四 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(昭51条例40・追加、平17条例41・旧第14条の4線下・全改)

(標識の掲示)

第49条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第40条第1項第二号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名又は名称、登録番号其他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(平17条例41・追加)

(帳簿の備付け等)

第50条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第40条第1項第二号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(平17条例41・追加)

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第51条 知事は、東京都の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(昭51条例40・追加、平17条例41・旧第14条の5線下・一部改正)

(登録の取消し又は営業の停止)

第52条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

二 第 42 条第 1 項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第 43 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 第 42 条第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(平 17 条例 41・追加)

(監督処分簿の備付け等)

第 53 条 知事は、規則で定める屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第 1 項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日、内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(平 17 条例 41・追加)

(報告及び検査)

第 54 条 知事は、東京都の区域内で屋外広告業を営む者に対して、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平 17 条例 41・追加)

(登録申請手数料)

第 55 条 第 39 条第 1 項の規定により登録を受けようとする者は申請の際 10,000 円の登録手数料を、同条第 3 項の規定により更新の登録を受けようとする者は申請の際 5,000 円の更新の登録手数料を、それぞれ納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平 17 条例 41・追加)

第六章 東京都広告物審議会

(審議会の設置)

第 56 条 広告物の規制の適正を図るため、知事の附属機関として東京都広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 8 条線下・一部改正)

(所掌事務)

第 57 条 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を調査審議するとともに、知事の諮問に応じ、広告物に関する重要な事項を調査審議して答申する。

2 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴かななければならない。

一 第 6 条第一号ただし書、第二号、第四号、第五号、第十一号若しくは第十二号、第 7 条第 1 項第八号、第 8 条第二号若しくは第四号、第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項の規定により区域を指定し、地域を定め、又は物件を指定しようとするとき。

二 第 9 条、第 11 条第 3 項、第 21 条又は第 22 条の規定により規格を設け、又は基準を定めようとするとき。

(昭 32 条例 65・昭 51 条例 40・昭 61 条例 116・平 12 条例 108・一部改正、平 15 条例 107・一部改正、平 17 条例 41・旧第 9 条線下・一部改正、平 18 条例 137・一部改正)

(組織)

第58条 審議会は、次に掲げる者につき知事が任命し、又は委嘱する委員23人以内をもつて組織する。

- 一 学識経験を有する者 11人以内
- 二 広告主の代表 2人以内
- 三 広告業者の代表 3人以内
- 四 関係行政機関の職員 3人以内
- 五 東京都職員 4人以内

(昭51条例40・昭61条例116・一部改正、平17条例41・旧第9条の2線下・一部改正)

(委員の任期)

第59条 前条第一号から第三号までの委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(昭61条例116・一部改正、平17条例41・旧第9条の3線下)

(会長の選任及び権限)

第60条 審議会に会長を置き、第58条第一号の委員のうちから、委員の選挙によつてこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(昭35条例73・昭51条例40・一部改正、平17条例41・旧第9条の4線下・一部改正)

(招集)

第61条 審議会は、知事が招集する。

(専門委員)

第62条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者の中から、知事が委嘱する。

(定足数及び表決数)

第63条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、

可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(昭61条例116・第3項追加・一部改正、平17条例41・旧第9条の7線下・一部改正)

(小委員会)

第64条 第30条第1項の規定による広告物等の許可に関する事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、第58条第一号の委員のうちから会長が指名する委員5人をもつて組織する。

- 3 審議会は、小委員会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(昭61条例116・追加、平17条例41・旧第9条の8線下・一部改正)

第七章 雑則

(報告等の徴取)

第65条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物の表示者等から報告又は資料の提出を求めることができる。

(昭61条例116・追加、平17条例41・旧第14条の6線下)

(立入検査等)

第66条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、広告物等の存する土地又は建築物に立ち入り、広告物等を検査し、又は広告物の表示者等に対する質問を行わせることができる。

- 2 前項の規定による立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(昭61条例116・追加、平17条例41・旧第14条の7線下)

(委任)

第 67 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
(昭 61 条例 116・一部改正、平 17 条例 41・旧第 17 条繰下)

第八章 罰則

(罰金)

第 68 条 次の各号の一に該当する者は、300,000 円以下の罰金に処する。

- 一 第 6 条又は第 7 条第 1 項の規定に違反した者(第 6 条各号に掲げる地域若しくは場所又は第 7 条第 1 項各号に掲げる物件にはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置した者を除く。)
- 二 第 8 条の許可を受けないで、広告物等を表示し、又は設置した者
- 三 第 19 条第 2 項の規定に違反した者
- 四 第 27 条第 1 項の許可を受けないで、表示の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者
- 五 第 31 条又は第 32 条第 1 項の規定による命令に違反した者
- 六 第 39 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- 七 不正の手段により第 39 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
- 八 第 52 条第 1 項の規定による営業の停止の命令に違反した者
(昭 51 条例 40・昭 61 条例 116・平 4 条例 35・一部改正、平 17 条例 41・旧第 15 条繰下・第 7 項及び第 8 項追加・一部改正)

第 69 条 次の各号の一に該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

- 一 第 43 条第 1 項の規定による届出をしなかつた者
- 二 第 43 条第 1 項の規定による届出について虚偽の届出をした者
- 三 第 48 条第 1 項の規定に違反した者

四 第 54 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第 65 条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第 66 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(昭 51 条例 40・追加、昭 61 条例 116・一部追加、平 4 条例 35・一部改正、平 17 条例 41・旧第 15 条の 2 繰下・一部追加・一部改正)

(両罰規定)

第 70 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

(昭 51 条例 40・一部改正、平 17 条例 41・旧第 16 条繰下・一部改正)

(過料)

第 71 条 次の各号の一に該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

- 一 第 6 条第十号に掲げる地域及び当該地域に設置された物件にはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置した広告物の表示者等
- 二 第 45 条第 1 項の規定による届出を怠つた者
- 三 第 49 条の標識を掲げない者
- 四 第 50 条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
(平 17 条例 41・追加)

19 東京都屋外広告物条例施行規則

(許可の申請等)

第1条 東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号。以下「条例」という。)第8条、第15条、第16条、第27条第1項若しくは第2項又は第30条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別記第1号様式による屋外広告物許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第27条第2項の規定による場合は、第三号に掲げる図書を省略することができる。

一 屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置する場所の状況を知り得る図面及び近隣の状況を知り得る図面又はカラー写真(申請前3月以内に撮影したものに限り。以下同じ。)

二 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)工作物等に広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証明する書面

三 形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面

3 前項に規定するもののほか、条例第22条に規定する広告物等に係る申請にあつては建築物の壁面の状況を知り得る図面(現に当該建築物の壁面又は屋上に表示され、又は設置されている広告物等(以下この項において「現表示広告物等」という。))がある場合においては、その位置、表示面積等を明示した図面)及び現表示広告物等のカラー写真を、条例第27条第1項又は第2項の規定による許可を受ける場合(現に許可を

受けている広告物等が広告塔、広告板、アーチ及び装飾街路灯である場合に限る。)にあつては別記第2号様式による屋外広告物自己点検報告書を添付しなければならない。

4 条例第6条第四号又は第五号に掲げる地域に表示し、又は設置する条例第15条第一号に掲げる広告物等及び条例第8条第四号に掲げる地域に表示し、又は設置する条例第13条第五号に掲げる広告物等に係る申請について知事が必要と認める場合には、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値(以下「マンセル値」という。)を表示した図面の提出を求めることができる。

5 条例第15条第四号から第六号までに掲げる広告物等(車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの、及び電車又は自動車の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示するものを除く。)に係る申請について知事が必要と認める場合には、別記第3号様式による屋外広告物等に係る意匠等作成経過報告書の提出を求めることができる。

6 前項の規定の基づき屋外広告等に係る意匠等作成経過報告書の提出を求める場合において、知事が、同項の申請に係る広告物等の意匠等について、知事が別に定める委員会等にあらかじめ意見を聴くことを求めることができる。

(昭46規則51・昭51規則60・一部改正、昭62規則9・旧第11条繰上・第4項・一部追加・一部改正、平8規則128・平12規則107・平13規則249・平14規則43・平15規則220・平17規則153・一部改正、平19規則44・第4項追加・旧第4項繰下、平23規則72・第6項追加・一部改正)

(屋外広告物管理者)

第2条 条例第25条の規則で定める屋外広告物管理者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士

- 二 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士又は同法第4条の2に規定するネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者
- 三 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- 四 屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第10条第2項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者
(平8規則128・全改、平13規則225・平17規則153・一部改正)

第3条 条例第25条の規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔(高さが4mを超えるもの又は表示面積が10㎡を超えるものに限る。)
- 二 広告板(高さが4mを超えるもの又は表示面積が10㎡を超えるものに限る。)
- 三 アーチ
- 四 装飾街路灯
(平8規則128・追加、平17規則153・旧第2条の2繰下・一部改正)

(許可書の交付)

第4条 知事は、広告物等の表示又は設置の許可(以下「広告物等の許可」という。)をしたときは、別記第4号様式による屋外広告物許可書を申請者に交付するものとする。
(昭51規則60・昭62規則9・一部改正、旧第3条繰下・一部改正)

(屋外広告物管理者の設置等の届出)

第5条 広告物等の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合においては、直ちに、当該各号に定める届け書を知事に提出しなければならない。
一 条例第25条の規定により屋外広告物管理

者を設置した場合 別記第5号様式による屋外広告物管理者設置届。ただし、広告物等の許可を受けようとする者が別記第1号様式による屋外広告物許可申請書を提出する際に、当該申請書の屋外広告物管理者の欄に所定の事項を記載した場合にあつては、省略することができる。

- 二 許可を受けた者の住所又は氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名。次号及び第7条において同じ。)を変更した場合 別記第6号様式による屋外広告物広告主等変更届
- 三 屋外広告物管理者又はその住所、氏名若しくは電話番号を変更した場合 別記第7号様式による屋外広告物管理者変更届
- 四 広告物等を許可期間内に除却した場合 別記第8号様式による屋外広告物除却届

2 屋外広告物管理者設置届(前項第一号ただし書に該当する場合は、屋外広告物許可申請書)及び屋外広告物管理者変更届(屋外広告物管理者の住所、氏名又は電話番号を変更した場合を除く。)には、第2条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。
(昭51規則60・一部改正、昭62規則9・一部追加・一部改正、平8規則128・第2項追加・一部改正、平17規則153・旧第4条繰下・一部改正)

(取付け完了の届出)

第6条 広告塔、広告板、アーチ又は装飾街路灯について広告物等の許可を受けた者は、その取付けを完了したときは、直ちに、別記第9号様式による屋外広告物取付け完了届に当該広告物等のカラー写真を添えて、これを知事に提出しなければならない。
(昭46規則51・全改、昭51規則60・昭62規則9・一部改正、平17規則153・旧第5条繰下・一部改正)

(住所等の表示)

第7条 広告物等の許可を受けた者は、当該広告

物等又は当該広告物等を表示し、若しくは設置する土地、建築物、工作物等の見やすい箇所に、別記第9号様式の2による標識票をはり付けなければならない。

(昭51規則60・昭62規則9・一部改正、平17規則153・旧第6条繰下・一部改正、平20規則267・一部改正)

(許可の期間等)

第8条 知事は、広告物等の許可をする場合においては、別表第1の上欄に掲げる広告物の種類の区分に応じて同表の下欄に定める期間の範囲内で許可期間を定めるとともに、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
- 二 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)を使用しないこと。
- 三 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
- 四 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
- 五 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
- 六 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、特に知事が良好な景観の形成、危害の予防等について必要と認めた事項

(昭46規則51・昭47規則103・昭51規則60・昭62規則9・一部改正、平17規則153・旧第7条繰下・一部改正)

(新たに定められた地域地区に関する特例)

第9条 都市計画法(昭和43年法律第100号。)第15条第1項の規定により、同法第8条第1項に規定する地域地区が定められた際(同法第21条第1項の規定により地域地区が変更された場

合を含む。)当該地域地区内に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、なお、従前の例による。

(昭48規則204・追加、昭62規則9・一部改正、平17規則153・旧第7条の2繰下・一部改正)

(新たに指定された禁止区域等に関する特例)

第10条 新たに条例第6条第二号本文、第四号、第五号、第十一号若しくは第十二号又は第7条第1項第八号の規定による知事の指定があつた際、当該指定のあつた地域又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該指定の日から起算して3年間は、なお従前の例による。

2 新たに条例第6条第四号又は第五号の規定による知事の指定があつた際、当該指定のあつた地域に現に許可を受けて表示され、又は設置されている広告塔及び広告板については、前項の規定にかかわらず、当該指定の日以降最初に許可期間が満了する日の翌日から起算して2年を経過する日又は当該指定の日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間は、なお従前の例による。

(昭46規則51・追加、昭48規則204・旧第7条の2繰下、昭62規則9・一部改正、旧第7条の3繰下・一部改正、平19規則44・第2項追加)

(新たに指定された許可区域に関する特例)

第10条の2 新たに条例第8条第四号の規定による指定があつた際、当該指定のあつた区域に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該指定の日から当該区域ごと知事が別に定める日までの間は、表示し、又は設置しておくことができる。

(平21規則16・追加)

(地区計画等の区域における広告物等の基準)

第10条の3 条例第9条の規則で定める基準は、

別表第1の2のとおりとする。

(平20規則69・追加、平21規則16・繰下)

(広告誘導地区における合意書)

第11条 条例第11条第2項の合意書(以下「合意書」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 合意書における広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項が、条例第11条第1項の誘導方針に則したものであること。

二 条例第11条第1項の広告誘導地区(以下「広告誘導地区」という。)における土地、建築物、工作物又は広告物等の所有者及びこれらを使用する権利を有する者の3分の2以上の合意によるものであること。

2 広告誘導地区における土地、建築物、工作物又は広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、合意書を作成したときは、当該合意書を知事に届け出るものとする。

3 前2項の規定は、合意書の変更及び廃止について準用する。

(平17規則153・追加)

(適用除外の基準)

第12条 条例第13条ただし書の規則で定める基準は、次の各号に掲げる広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

一 条例第13条第二号に掲げる広告物等

イ 条例第6条又は第7条に規定する禁止区域又は禁止物件に表示し、又は設置する広告物等で、表示面積が10㎡を超えるものについては、別記第10号様式による屋外広告物表示・設置届を知事に提出したものであること。

ロ 別表第2の七の項上欄に掲げる地域地区等に表示し、又は設置する場合にあつては、同項の中欄に定める禁止事項一及び二に抵触しないこと。

二 条例第13条第三号に掲げる広告物等

イ 公共の安全、福祉の増進、環境の保全、教育の向上その他社会一般の利益のために行う集会、行事、催物等のために表示するものであること。

ロ 別記第10号様式による屋外広告物表示・設置届を知事に提出したものであること。

ハ 表示期間が30日以内であること。

三 条例第13条第四号に掲げる広告物

表示面積の合計が、0.5㎡以下で、かつ、当該広告物を表示する施設又は物件のその面の外郭線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以下であること。

四 条例第13条第五号に掲げる広告物等

別表第二の上欄に掲げる地域地区等の区分に応じて同表の中欄に定める禁止事項に抵触せず、かつ、当該区分に応じて同表の下欄に定める広告物等の表示面積の範囲内であること。

五 条例第13条第六号に掲げる広告物等

表示面積の合計が、自己の管理する土地又は自己の管理する物件の存する土地の面積について1,000㎡までを5㎡とし、5㎡に1,000㎡を増すまでごとに5㎡を加えて得た面積以下であること。

2 前項第一号口の基準は、次のいずれかに該当するもの(以下「文化財等から展望できない広告物等」という。)については適用しない。

一 条例第6条第四号(同条第一号から第三号まで及び第五号から第十二号までに掲げる地域又は場所を除く。)に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定されたものから展望できないもの(建築物、工作物等により遮られ展望できないものを含む。)

二 条例第6条第五号(同条第一号から第四号

まで及び第六号から第十二号までに掲げる地域又は場所を除く。)に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で、歴史的又は都市美的価値を有する建造物及び文化財庭園など歴史的価値の高い施設から展望できないもの(建築物、工作物等により遮られ展望できないものを含む。)

- 3 第1項第四号に規定する禁止事項のうち、別表第2の七の項中欄に定めるもの(四を除く。)は、文化財等から展望できない広告物等については適用しない。
(昭51規則60・昭62規則9・全改、平17規則153・旧第8条繰下・一部改正、平19規則44・一部改正・第2・3項追加)

第13条 条例第14条ただし書の規則で定める基準は、次の各号に掲げる広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 条例第14条第一号に掲げる広告物等
- イ 別記第10号様式による屋外広告物表示・設置届を知事に提出したものであること。
- ロ 会場の敷地(会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。)内に表示し、又は設置するものであること。
- ハ 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項(商品名を除く。)を表示するものであること。
- ニ 各広告物等の表示面積が10㎡以下であり、かつ、その間隔が30m以上であること。
- ホ 広告物等の上端までの高さが地上5m以下であること。
- ヘ 色彩が4色以内であること。
- ト 表示期間が当該催物が開催される日の前日から終了する日までであること。
- 二 条例第14条第二号に掲げる広告物等
- イ 電車又は自動車の車体(車輪及び車輪に附属する部分は車体に含まれない。以下同じ。)に、電車又は自動車の所有者又は管

理者の氏名、名称、店名又は商標を表示するものであること。

- ロ 自動車の車体に、第18条第一号に掲げる事項を表示するものであること。

ハ 自動車で他の道府県に存する陸運支局又は自動車検査登録事務所に係る自動車登録番号を有するものに、当該道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の広告物等に関する条例の規定に従って表示するものであること。

三 条例第14条第四号に掲げる広告物

- イ 別記第10号様式による屋外広告物表示・設置届を知事に提出したものであること。

ロ 宣伝の用に供されていない絵画、イラスト等であること。

(昭62規則9・追加、平8規則128・平12規則107・平15規則79・一部改正、平17規則153・旧第8条の2繰下・一部改正、平19規則44・一部改正)

第14条 条例第15条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 条例第15条第一号に掲げる広告物等
- 別表第2の上欄に掲げる地域地区等の区分に応じて同表の中欄に定める禁止事項に抵触せず、かつ、表示面積(第12条第四号に掲げる広告物等の表示面積を含む。)の合計が20㎡(学校及び病院に係る広告物等については、50㎡)以下であること。
- 二 条例第15条第二号に掲げる広告物等
- イ 表示面積が3㎡以下であること。
- ロ 広告物等の上端までの高さが地上5m以下であること。
- ハ 寄贈者名、表示者名等を表示する部分の面積が当該広告物等の表示面積の8分の1以下であること。

- 三 条例第 15 条第三号に掲げる広告物等
近隣の店舗、事務所、工場等の案内誘導を
目的とするもの（以下「案内誘導広告物等」
という。）であること。
- 四 条例第 15 条第四号に掲げる広告物等
第 19 条第 1 項に掲げる規格に適合するこ
と。
- 五 条例第 15 条第五号に掲げる広告物等
イ 柱又は壁面に表示し、又は設置するもの
であること。
ロ 表示面積が、知事の指定する専ら歩行者
の一般交通の用に供する道路（以下「歩行
者道」という。）の区域内の柱及び壁面の
総面積の 10 分の 6 以下であること。
ハ 各広告物等の色彩及び意匠が、歩行者道
の色彩及び意匠に全体として調和したも
のであること。
ニ 近隣の道路又は建物、交通機関等への案
内誘導を目的とする標識の識別が困難と
ならないものであること。
- 六 条例第 15 条第六号に掲げる広告物等
第 19 条第 1 項に規定する規格に適合する
こと。
- 七 条例第 15 条第七号に掲げる非営利目的の
ための広告板
イ 第 18 条第一号に掲げる事項を表示する
ためのものであること。
ロ 別表第 2 の七の項上欄に掲げる地域地
区等に表示し、又は設置する場合にあつて
は、同項の中欄に定める禁止事項一及び二
に抵触しないこと。
- 2 前項の基準は、条例第 15 条に掲げる広告物等
のうち、条例第 6 条第十号及び第十一号に掲げ
る地域（同条第一号から第九号まで及び第十二
号に掲げる地域又は場所を除く。）に表示し、又
は設置する広告物等で、当該広告物等を表示し、
又は設置する当該地域の路線用地から展望でき
ないもの（第 17 条第 2 項において「路線用地か
ら展望できない広告物等」という。）については
適用しない。
- 3 第 1 項第一号に規定する禁止事項のうち別表
第 2 の七の項中欄に定めるもの（四を除く。）は、
文化財等から展望できない広告物等については
適用しない。
- 4 第 1 項第七号ロの基準は、文化財等から展望
できない広告物等については適用しない。
（昭 62 規則 9・追加、平 15 規則 220・一部改
正、平 17 規則 153・旧第 8 条の 3 線下・一部改
正、平 19 規則 44・第 1 項七号・第 3・4 項追
加）
- 第 15 条 条例第 15 条第二号の規則で定める道標、
案内図板等の広告物等で公共的目的をもつて表
示するものは、駐車場案内標識など、近隣の道
路、建物、公共施設又は交通機関等への案内誘
導等を目的とするものをいう。
（平 17 規則 153・追加）
- 第 16 条 条例第 15 条第六号の規則で定める公益
上必要な施設又は物件は、避難標識又は案内図
板等とする。
（平 15 規則 220・追加、平 17 規則 153・旧第 8
条の 4 線下・一部改正）
- 第 17 条 条例第 16 条ただし書の規定による許可
の基準は、次に定めるとおりとする。
一 案内誘導広告物等であること。
二 表示面積が 6 m²以下であること。
三 広告物等の上端までの高さが地上 8 m 以下
であること。
四 光源が点滅しないこと。
- 2 前項の基準は、条例第 16 条第一号に掲げる広
告物等のうち、路線用地から展望できない広告
物等については適用しない。
（昭 62 規則 9・追加、平 15 規則 220・旧第 8
条の 4 線下、平 17 規則 153・旧第 8 条の 5 線下・
一部改正）
（非営利広告物等）
- 第 18 条 条例第 17 条の非営利広告物等は、次の

要件に該当する広告物等とする。

一 次に掲げるいずれかの事項を表示するためのものであること。

イ 収益を目的としない宣伝、集会、行事及び催物等

ロ 政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝、集会、行事及び催物等

二 表示期間が30日以内であること。

三 表示面積がはり紙(ポスターを含む。以下同じ。)及びはり札等(条例第7条第2項に規定するはり札等をいう。以下同じ。)にあつては1㎡以下、立看板等(同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。)にあつては3㎡以下であること。

四 広告面又は見やすい箇所に表示者名又は連絡先を明記してあること。

(昭62規則9・旧第8条第2項繰下・一部改正、平17規則153・旧第9条繰下、平20規則267・一部改正)

(規格)

第19条 条例第21条第1項の規定による規格は、別表第3のとおりとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める基準は、表示面積が10㎡(電車並びに路線バス及び観光バス(以下「路線バス等」という。)の車体に表示する場合にあつては、別表第3 六の部(三)の項に掲げる表示面積)以下とする。

3 条例第21条第3項の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。

(昭46規則51・昭47規則103・昭51規則60・一部改正、昭62規則9・第9条繰下・第2項追加・一部改正、平12規則107・平13規則249・一部改正、平17規則153・旧第10条繰下・一部改正、平19規則44・第3項追加、平23規則72・第6項追加・一部改正)

(総表示面積の基準)

第20条 条例第22条の規則で定める基準は、一

建築物の壁面面積(壁面のうち、地盤面(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第2項に規定する地盤面をいう。以下同じ。))から、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域(都市計画法第8条第1項第一号の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域をいう。以下同じ。)内にあつては33m、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外にあつては52mまでの高さの部分の鉛直投影面積をいう。以下同じ。)に10分の6を乗じて得た面積とする。

(昭51規則60・全改、昭57規則60・一部改正、昭62規則9・旧第10条繰下・全改、平8規則128・一部改正、平17規則153・旧第11条繰下・一部改正)

(許可を要しない変更等)

第21条 条例第27条第1項の規則で定める場合は、広告物等の表示内容又は形態に変更を来さない補強工作又は塗装換え等を行う場合とする。

(昭51規則60・全改、昭62規則9・一部改正、平17規則153・旧第12条繰下・一部改正)

(許可の取消し及び行政措置命令)

第22条 知事は、条例第31条の規定により許可を取り消す場合は、別記第11号様式による屋外広告物許可取消書を交付するものとする。

2 知事は、条例第31条又は条例第32条第1項の規定により必要な措置(条例第31条又は条例第32条第1項の規定による広告物等の除却を除く。)を命ずる場合は、別記第12号様式又は第13号様式による措置命令書を交付するものとする。

3 知事は、条例第31条又は条例第32条第1項の規定により広告物等の除却を命ずる場合は、別記第14号様式又は第15号様式による屋外広告物除却命令書を交付するものとする。

(平17規則153・追加)

(意見陳述の機会の付与)

第23条 条例第33条第2項の意見を述べ、証拠を提示する機会（以下「意見陳述の機会」という。）におけるその方法は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、別記第16号様式による意見等表明書（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 知事は、措置命令を受けた広告物の表示者等（条例第20条に規定する広告物の表示者等をいう。以下同じ。）に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- 一 公表しようとする内容
- 二 公表の根拠となる条例等の条項
- 三 公表の原因となる事実
- 四 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 前項の規定による通知を受けた広告物の表示者等又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。

6 知事は、広告物の表示者等又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかつたときは、条例第33条第1項の規定による公表をすることができる。

（平17規則153・追加）

（除却等に要した費用の徴収）

第24条 知事は、条例第34条第1項及び第2項に規定する広告物等の除却、保管及び公告に要

した費用を所有者等（法第8条第6項に規定する所有者等をいう。）から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用のうち、法第7条第4項の規定により知事が自ら除却し、又は命じた者に除却させた広告物等に係る除却等に要した費用については、次の各号に掲げる広告物等の種類に応じ、当該各号に定める額を徴収するものとする。

- 一 はり紙 1枚につき600円
- 二 はり札等又は立看板等 1枚につき1,800円
- 三 広告旗（条例第7条第2項に規定する広告旗をいう。以下同じ。） 1本につき1,800円
（平17規則153・追加、平20規則267・一部改正）

（除却した広告物等の公告場所）

第25条 条例第34条第3項第一号の規則で定める場所は、事務所、出張所又はこれらに類する場所の掲示板とする。

2 条例第34条第4項の保管物件一覧表は、別記第17号様式によるものとし、同項の規則で定める場所は、前項の事務所、出張所又はこれらに類する場所とする。

（平17規則153・追加）

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第26条 条例第37条に規定する保管した広告物等の売却の手続は、不用の決定がされた物品の売払いの例による。

（平17規則153・追加）

（広告物等の返還に係る受領書）

第27条 条例第38条の規則で定める受領書は、別記第18号様式によるものとする。

（平17規則153・追加）

（屋外広告業登録の申請）

第28条 条例第40条第1項の登録申請書（以下

- 「登録申請書」という。)は、別記第 19 号様式によるものとする。
- 2 条例第 40 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 条例第 40 条第 1 項の登録申請者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人が、条例第 42 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 二 登録申請者が置いた条例第 48 条第 1 項に規定する業務主任者(以下「業務主任者」という。)が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
 - 三 登録申請者(登録申請者が法人である場合にあつてはその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては当該登録申請者及びその法定代理人)の略歴を記載した書面
 - 四 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
 - 五 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者(当該登録申請者が営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては当該登録申請者及びその法定代理人)の住民票の写し又はこれに代わる書面
- 3 知事は、前項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることができる。
- 一 登録申請者が法人である場合にあつては、その役員(当該役員が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人)
 - 二 登録申請者が選任した業務主任者
- 4 条例第 40 条第 2 項及び第 2 項第一号の誓約する書面は、別記第 20 号様式による誓約書によ

るものとする。

- 5 第 2 項第三号の書面は、別記第 21 号様式による登録申請者の略歴書によるものとする。
(昭 51 規則 60・追加、昭 62 規則 9・一部改正、平 8 規則 128・一部追加、平 17 規則 153・旧第 13 条線下・全改)

(変更又は廃業等の届出)

第 29 条 条例第 43 条第 1 項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記第 22 号様式による屋外広告業登録事項変更届出書に添付しなければならない。

- 一 条例第 40 条第 1 項第一号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し又はこれに代わる書面
- 二 条例第 40 条第 1 項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
- 三 条例第 40 条第 1 項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第 2 項第一号及び第三号の書面
- 四 条例第 40 条第 1 項第四号に掲げる事項の変更 前条第 2 項第一号、第三号及び第五号の書面
- 五 条例第 40 条第 1 項第五号に掲げる事項のうち、業務主任者の氏名の変更 前条第 2 項第二号の書面

2 前条第 3 項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

- 3 条例第 45 条第 1 項の規定による廃業等の届出は、別記第 23 号様式による屋外広告業廃業等届出書により行うものとする。

(平 17 規則 153・追加)

(屋外広告業者登録簿)

第 30 条 条例第 41 条第 1 項に規定する登録は、別記第 24 号様式により行うものとする。

- 2 条例第 44 条に規定する屋外広告業者登録簿

の閲覧は、条例第 40 条第 1 項の規定による屋外
広告業の登録申請を受け付ける場所で行うもの
とする。

(平 17 規則 153・追加)

(登録通知書の交付)

第 31 条 条例第 41 条第 2 項の規定による通知は、
別記第 25 号様式による屋外広告業登録通知書
により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第 43 条第 2 項の規定によ
る登録をした旨の通知について準用する。

(平 17 規則 153・追加)

(登録の拒否の通知)

第 32 条 条例第 42 条第 2 項の規定による登録の
拒否の通知は、別記第 26 号様式による屋外広告
業登録拒否通知書により行うものとする。

(平 17 規則 153・追加)

(講習会の開催等)

第 33 条 条例第 47 条第 1 項の規定による講習会
(以下「講習会」という。)は、次に掲げる講習
科目により行う。

- 一 広告物法規
- 二 広告物の表示の方法
- 三 広告物の施工

2 講習会を開催する期日、場所その他講習会の
開催について必要な事項は、知事があらかじめ
東京都公報で公告する。

3 講習会を受けようとする者は、別記第 27 号様
式による屋外広告物講習会受講申込書を知事に
提出しなければならない。

4 知事は、講習会を修了した者に対し、別記第
28 号様式による屋外広告物講習会修了証を交
付する。

(昭 51 規則 60・追加、昭 62 規則 9・一部改正、
平 17 規則 153・旧第 14 条線下・一部改正)

(受講の免除)

第 34 条 講習会を受けようとする者で次の各号
のいずれかに該当するものについては、その申

請により、前条第 1 項第三号に掲げる講習科目
の受講を免除する。

一 第 2 条第一号に該当する者

二 第 2 条第二号に該当する者

三 第 2 条第三号に該当する者

四 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64
号)に基づく準則訓練(帆布製品製造科の準
則訓練に限る。)を修了した者、職業訓練指導
員免許(帆布製品科の免許に限る。)を受けた
者又は技能検定(帆布製品製造の技能検定に
限る。)に合格した者

2 前項に規定する申請は、前条第 3 項に規定す
る屋外広告物講習会受講申込書に、前項各号の
一に該当することを証する書面を添付して行わ
なければならない。

(昭 51 規則 60・追加、昭 61 規則 25・昭 62 規
則 9・平 8 規則 128・一部改正、平 17 規則 153・
旧第 15 条線下)

(業務主任者の資格等)

第 35 条 条例第 48 条第 1 項第五号の規定による
同項第一号から第四号までに掲げる者と同等以
上の知識を有するものの認定は、次の各号のい
ずれかに該当する者について行う。

一 営業所における広告物等の表示又は設置の
責任者として 5 年以上の経験を有し、かつ、
過去 5 年間にわたり広告物に関する法令に違
反したことがない者

二 前号に掲げる者のほか、知事が特に認める
者

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、
別記第 29 号様式による業務主任者資格認定申
請書に同項各号のいずれかに該当することを証
する書面を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、第 1 項の認定をしたときは、申請者
に別記第 30 号様式による認定証を交付するも
のとする。

4 条例第 48 条第 2 項第三号に規定する規則で
定める事項は、第 37 条第 1 項各号に掲げる事項

とする。

(昭51規則60・追加、昭62規則9・一部改正、平17規則153・旧第16条線下・第4項追加・一部改正)

(標識の掲示)

第36条 条例第49条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人である場合にあつては、その代表者の氏名

二 登録年月日

三 営業所の名称

四 業務主任者の氏名

2 条例第49条に規定する標識の掲示は、別記第31号様式による屋外広告業者登録票により行うものとする。

(平17規則153・追加)

(帳簿の記載事項等)

第37条 条例第50条の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 注文者(屋外広告業者に広告物等の表示又は設置を委託する者をいう。)の氏名又は名称及び住所

二 広告物等の表示又は設置の場所

三 表示又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量

四 表示又は設置の年月日

五 請負金額

2 条例第50条の規定による帳簿の備付け等は、別記第32号様式により行うものとする。

3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するもの(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿の備付け等に代えることができる。

4 第2項の帳簿(前項の規定により記録が行わ

れた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(平17規則153・追加)

(登録の取消し又は営業の停止)

第38条 知事は、条例第52条第1項の規定により屋外広告業の登録を取り消したときは、別記第33号様式による屋外広告業登録抹消通知書を交付するものとする。

2 知事は、条例第52条第1項の規定により営業の全部又は一部の停止を命ずる場合は、別記第34号様式による営業停止命令書を交付するものとする。

(平17規則153・追加)

(監督処分簿)

第39条 条例第53条第1項の屋外広告業者監督処分簿は、別記第35号様式によるものとする。

2 条例第53条第1項の規則で定める閲覧所は、条例第40条の規定により屋外広告業の登録申請を受け付ける場所とする。

3 条例第53条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 処分の原因となつた屋外広告業者の行為等

二 罰則等の適用状況

三 その他必要な事項

(平17規則153・追加)

(立入検査証)

第40条 条例第54条第2項の規定による証明書は、別記第35号様式の2によるものとする。

2 条例第66条第2項の規定による証明書は、別記第36号様式によるものとする。

(昭62規則9・追加、平17規則153・旧第17条線下・一部改正、平19規則44・第1項追加・

旧第 1 項線下)

(過料に処す場合の手続)

第 41 条 知事は、条例第 71 条に規定する過料に
処す場合には、事前にその旨を別記第 37 号様式
による告知書兼弁明書により告知し、弁明の機
会を付与するものとする。

2 過料の徴収は、別記第 38 号様式による過料処
分通知書を発行することにより行う。

3 知事は、過料処分について、別記第 39 号様式
による過料処分整理簿を備え付けなければなら
ない。

(平 17 規則 153・追加)

19 屋 外 広 告 物 取

区 名	部	課	係 名	所 在 地	電 話 (大代表)
千代田区	まちづくり推進部	まちづくり総務課	占 用 係	九段南 1-2-1	03(3264)2111
中央区	環 境 土 木 部	環 境 政 策 課	占 用 係	築地 1-1-1	03(3543)0211
港区	街づくり支援部	土木施設管理課	占 用 係	芝公園 1-5-25	03(3578)2111
新宿区	みどり土木部	土 木 管 理 課	占 用 係	歌舞伎町 1-4-1	03(3209)1111
文京区	土 木 部	管 理 課	道 路 占 用 係	春日 1-16-21	03(3812)7111
台東区	都市づくり部	道 路 交 通 課	庶 務 占 用 担 当	東上野 4-5-6	03(5246)1111
墨田区	都市整備部	土 木 管 理 課	占 用 担 当	吾妻橋 1-23-20	03(5608)1111
江東区	土 木 部	管 理 課	管 理 係	東陽 4-11-28	03(3647)9111
品川区	都市環境事業部	土 木 管 理 課	占 用 係	広町 2-1-36	03(3777)1111
目黒区	都市整備部	道 路 管 理 課	占 用 係	上目黒 2-19-15	03(3715)1111
大田区	都市基盤整備部	大森まちなみ維持課	事業管理担当	大森西 1-12-1	03(5764)0629
"	"	調布まちなみ維持課	"	雪谷大塚町 4-6	03(3726)4300
"	"	蒲田まちなみ維持課	"	蒲田本町 2-1-1	03(5713)2006
"	"	糞谷・羽田まちなみ維持課	"	萩中 3-26-46	03(3741)3168
世田谷区	都市整備部	建 築 調 整 課	建 築 調 整 係	世田谷 4-21-27	03(5432)1111
"	土木事業担当部	土 木 計 画 課	占 用 担 当 (道 路 上)	"	03(5432)1111
渋谷区	土 木 清 掃 部	管 理 課	占 用 係	宇田川町 1-1	03(3463)1211
中野区	都市整備部	交通・道路管理分野	道 路 占 用 ・ 監 察 担 当	中野 4-8-1	03(3389)1111
杉並区	都市整備部	土 木 管 理 課	占 用 係	阿佐谷南 1-15-1	03(3312)2111
豊島区	土 木 部	道 路 管 理 課	占 用 係	東池袋 1-18-1	03(3981)1111
北区	まちづくり部	都 市 計 画 課	開 発 調 整 担 当	王子本町 1-15-22	03(3908)1111
荒川区	土 木 部	管 理 計 画 課	道 路 占 用 係	荒川 2-2-3	03(3802)3111
板橋区	土 木 部	管 理 課	占 用 係	板橋 2-66-1	03(3964)1111
練馬区	土 木 部	管 理 課	道 路 占 用 係	豊玉北 6-12-1	03(3993)1111
足立区	道路整備部	道 路 管 理 課	占 用 係	中央本町 1-17-1	03(3880)5111
葛飾区	都市整備部	道 路 管 理 課	占 用 掘 削 係	立石 5-13-1	03(3695)1111
江戸川区	土 木 部	庶 務 課	道 路 監 察 係	中央 1-4-1	03(3652)1151

扱 窓 口 一 覧 表

市・町・ 島 務 所 名	部	課	係 名	所 在 地	電 話 (大代表)
多摩建築指導事務所		管 理 課	調 査 係	立川市錦町4-6-3	042(548)2029
(多摩建築指導事務所管内の市役所)					
八王子市	道路事業部	管 理 課	道路管理担当	元本郷町3-24-1	042(626)3111
立川市	都市整備部	道 路 課	道 路 管 理 係	泉町1156-9	042(523)2111
武蔵野市	環境生活部	環 境 政 策 課	公 害 係	緑町2-2-28	042(251)5131
三鷹市	都市整備部	道 路 交 通 課	管 理 係	野崎1-1-1	042(245)1151
青梅市	建設部	管 理 課	庶 務 係	東青梅1-11-1	042(822)1111
府中市	環境安全部	環 境 政 策 課	管 理 係	宮西町2-24	042(364)4111
昭島市	都市整備部	管 理 課	交 通 安 全 係	田中町1-17-1	042(544)5111
調布市	環境部	環 境 政 策 課	生 活 環 境 係	小島町2-35-1	042(481)7111
町田市	建設部	道 路 管 理 課	許 認 可 担 当	中町1-20-23	042(722)3111
小金井市	都市整備部	道 路 管 理 課	道 路 管 理 係	本町6-6-3	042(383)1111
小平市	都市建設部	みちづくり課	路 政 係	小川町2-1333	042(341)1211
日野市	まちづくり部	道 路 課	管 理 係	神明1-12-1	042(585)1111
東村山市	都市環境部	道 路 管 理 課	管 理 係	本町1-2-3	042(393)5111
国分寺市	都市建設部	道 路 管 理 課	道 路 管 理 係	戸倉1-6-1	042(325)0111
国立市	都市振興部	建 設 課	管 理 係	富士見台2-47-1	042(576)2111
西東京市	都市整備部	道 路 管 理 課	道 路 管 理 係	中町1-5-1	042(464)1311
福生市	都市建設部	施 設 課	管理グループ	本町5	042(551)1511
狛江市	建設環境部	環 境 管 理 課	道 路 管 理 係	和泉本町1-1-5	03(3430)1111
東大和市	建設環境部	土 木 課	管 理 係	中央3-930	042(563)2111
清瀬市	都市整備部	建 設 課	管 理 係	中里5-842	042(492)5111
東久留米市	都市建設部	施 設 管 理 課	管理調整担当	本町3-3-1	042(470)7777
武蔵村山市	都市整備部	道 路 公 園 課	維 持 補 修 グ ル ー プ	本町1-1-1	042(565)1111
多摩市	都市環境部	道 路 交 通 課	管 理 担 当	関戸6-12-1	042(375)8111
稲城市	都市建設部	管 理 課	管 理 係	東長沼2111	042(378)2111
羽村市	建設部	土 木 課	道 路 管 理 係	緑ヶ丘5-2-1	042(555)1111
あきる野市	都市整備部	管 理 課	管 理 係	二宮350	042(558)1111
(町)					
瑞穂町	都市整備部	建 設 課	管 理 係	箱根ヶ崎2335	042(557)0501
(島しよ)					
大 島	大 島 支 庁	土 木 課	管 理 係	大島元町字オンダシ 222-1	04992(2)4411
三 宅 島	三 宅 支 庁	土 木 港 湾 課	管 理 係	三宅村伊豆642	04994(2)1313
八 丈 島	八 丈 支 庁	土 木 課	管 理 係	八丈町大賀郷 2466-2	04996(2)1111
小笠原父島 ・ 母島	小笠原支庁	土 木 課	住 宅 係	小笠原村父島字西町	04998(2)2121

20 屋外広告物許可申請手数料及び許可期間

種 類	許 可 申 請 手 数 料		許 可 期 間
	単 位	金 額	
広 告 塔 板	面積 5 m ² までごとにつき	3,220 円	2 年以内
小 型 広 告 板	1 枚につき	400 円	1 年 "
は り 紙 ・ は り 札 等	50 枚までごとにつき	2,250 円	1 月 "
広 告 旗	1 本につき	450 円	1 月 "
立 看 板 等	1 枚につき	450 円	1 月 "
電 柱 ・ 街 路 灯 柱 の 利 用 広 告	1 枚につき	310 円	1 年 "
標 識 利 用 広 告	1 枚につき	210 円	1 年 "
宣 伝 車	1 台につき	4,950 円	1 年 "
バス又は電車の車体利用 広告で長方形の枠を利用 する方式によるもの	1 枚につき	610 円	1 年 "
前記以外の車体利用広告	1 台につき	1,950 円	1 年 "
ア ド バ ル ー ン	1 個につき	2,850 円	1 月 "
広 告 幕	1 張につき	990 円	1 月 "
ア ー チ	1 基につき	10,630 円	2 年 "
装 飾 街 路 灯	1 基につき	5,010 円	2 年 "
店 頭 装 飾	1 基につき	19,800 円	1 月 "

区長や市長、町長が許可する広告物については、それぞれの区・市・町で手数料を定めているため、上記の金額と異なる場合があります。くわしくは屋外広告担当窓口でご確認ください。

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課（都庁第二本庁舎 21 階）

☎ 03 (5388) 3335 ダイヤルイン

東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1

（〒163 - 8001 都庁第二本庁舎 21 階中央）

URL:<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/koukoku/index.html>

平成 23 年度

登録第 7 号

明誠企画株式会社

東京都東村山市榎 2 - 25 - 5

☎ 042 (567) 6233 (代)